

総基料第 38 号
令和元年 6 月 21 日

東日本電信電話株式会社
代表取締役社長 井上 福造 殿

総務省総合通信基盤局長
谷脇 康

令和元年度の接続料の改定等に関して講ずべき措置について（要請）

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成 31 年度の接続料の改定等）について」（平成 31 年 3 月 28 日諮問第 3115 号）に関し、別紙のとおり情報通信行政・郵政行政審議会より答申（令和元年 6 月 21 日情郵審第 8 号）がなされたことを踏まえ、今後、下記の事項について、貴社において適切な措置を講じられたい。なお、網終端装置に関しては、更に詳細を検討の上で、追って要請する。

記

- 1 需要が減少傾向にある接続料が大幅に減少するなど、通常予想される傾向と全く異なる金額の変動が生じる可能性がある場合には、例えば申請接続料に係る事業者向け説明会の機会を捉えて予想される将来変動に関する補足説明を行うなどの方法により接続事業者に対するできる限り早期の情報開示が行われることが望ましいことを踏まえ、適切な対応を行うこと。
- 2 総務省調査「通信量からみた我が国の音声通信利用状況」の結果の誤りによって貴社の NGN 接続料の算定に軽微とはいえ影響が生じたことは遺憾であり、再発防止に取り組んでいきたいと考えるが、令和元年度適用の当該接続料については、光ファイバの経済的耐用年数の見直しに伴いこれを改めて申請する際に、同調査の結果が修正され、最新版が公表されたことに伴う影響を併せて反映すること。
- 3 「D 型」以外の網終端装置が一定の台数以下である接続事業者にのみ適用される新たな区分を追加するための接続約款の変更認可申請（令和元年 6 月 17 日付け東相制第 19-00023 号）について、「D 型」から新区分への移行を申し出ることのできる期間を 3 ヶ月から 6 ヶ月に延長する補正申請を速やかに行うこと。

以上

情 郵 審 第 8 号
令和元年 6 月 21 日

総 務 大 臣
石 田 真 敏 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会 長 多 賀 谷 一 郎

答 申 書

平成31年3月28日付け諮問第3115号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本・西日本」という。）の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、次の点が確保された場合には、東日本電信電話株式会社については将来原価方式に係る接続料を除き、西日本電信電話株式会社については将来原価方式に係る接続料及び通信用建物に係る年額料金額（コロケーションのスペース代の一部）を除き、諮問のとおり認可することが適当と認められる（括弧内は別添2において対応する当審議会の考え方）。

平成30年5月末までに申込みのあった「D型」メニューをより廉価である「C型」又は「C-20型等」のメニューに変更できる措置の申込みを可能とする期間を6ヶ月とすること（考え方18）。

- 2 今回認可をすることが適当と認められる部分以外の部分（将来原価方式接続料等。別添1参照。）については、速やかに改めて申請が行われることが適当である。

3 提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添2のとおりであり、総務省においては、以下の措置が講じられることを要望する（括弧内は別添2において対応する当審議会の考え方）。

(1) NTT東日本・西日本に対し、需要が減少傾向にある接続料が大幅に減少するなど、通常予想される傾向と全く異なる金額の変動が生じる可能性がある場合には、接続事業者に対し、例えば申請接続料に係る事業者向け説明会の機会を捉えて予想される将来変動に関する補足説明を行うなどの方法により、できる限り早期の情報開示が行われることが望ましいので、その旨をNTT東日本・西日本に要請すること（考え方2）。

(2) NTT東日本・西日本に対し、網終端装置の本来のメニューであるC型等※により円滑なインターネット接続が実現できていることの説明がメニューごとに区分した網終端装置の利用状況などの関連データの提供とともにNTT東日本・西日本から定期的に行われるよう、要請すること（考え方17）。

※：IP通信網終端装置（増設基準を設けるものに限る。）に協定事業者とのPPPoE接続のためのインタフェース相当を付与する機能

4 総務省調査「通信量からみた我が国の音声通信利用状況」の結果が修正され、最新版が公表されたことに伴うNGN接続料の修正（別添1参照）については、総務省からNTT東日本・西日本に所要の対応を要請されたい。

5 西日本電信電話株式会社が総務省に対する報告書（令和元年6月17日付け西設相制第000040号）において表明した方針「コロケーションに係る料金のうち、通信用建物料金が再申請となることで、認可が行われた際の遡及精算が二度に亘るため、接続事業者様の事務処理負担を軽減する観点から、当社接続約款料金表第3表（預かり保守等契約等に基づく負担額）の規定に関しては、再申請を行う通信用建物料金の認可が行われた後の実施となるよう約款申請（平成31年3月20日付け西設相制第6号申請に対する補正）を実施することとします。」（別添1参照）については、妥当と認められる。

以上

**令和元年6月下旬に想定される
東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の
第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の
認可再申請に関する説明
(令和元年度の将来原価接続料等の再算定)**

- ① 光ファイバの耐用年数の見直しに伴う将来原価接続料の再算定
- ② 総務省の音声トラヒックの統計誤りによるNGN接続料算定誤りの是正
- ③ 通信用建物の料金算定の誤りの是正(西日本電信電話株式会社のみ)
- ④ フレキシブルファイバの取扱いの適正化

令和元年6月

光ファイバの耐用年数の見直しに伴う将来原価接続料の算定

総務省の音声トラヒックの統計誤りによる算定誤りの是正

通信用建物の料金算定の誤りの是正（西日本電信電話株式会社のみ）

フレキシブルファイバの取扱いの適正化

光ファイバの経済的耐用年数については、本審議会においても、「現行の耐用年数が採られてから既に10年近くが経過しようとしていることに鑑み、…見直しに向けて早期に対応する必要がある」などとしてきたところ（※1）であるが、総務省に対する報告（※3）によると、「材質・構造・用途・使用上の環境」、「技術の革新」、「経済的事情の変化による陳腐化の危険の程度」及び「光ファイバの撤去率」をもとにした耐用年数の推計結果を踏まえ、総合的に検討した結果、以下「1. 耐用年数」の表に掲げるとおり令和元年度期首より見直すこととしたとのことであり、将来原価方式により算定されている以下「2 改定対象となる接続機能」の表に掲げる機能について、令和元年度接続料を再算定するとのことである。（将来原価の予測の合理性を維持するため、既に予測され認可された令和元年度の原価等の変更が必要となる）

※1:情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(平成30年度の接続料の新設及び改定等)について」(資料87-1)考え方5

※2:令和元年6月17日付け東経企営第19-00043号(NTT東日本)、同日付け西企営第48号(NTT西日本)

1. 耐用年数

	現行	見直し後
架空光ファイバ	15年	20年
地下光ファイバ	21年	28年
海底光ファイバ	13年	21年

2. 改定対象となる接続機能

機能名
端末回線伝送機能(光信号端末回線にて伝送を行う機能)
端末回線伝送機能(光信号主端末回線にて伝送を行う機能)
端末回線伝送機能(複数年段階料金を適用するもの)
端末回線伝送機能(端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能)
一般中継系ルータ交換伝送機能
一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能※
一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能※
閉門交換機接続ルーティング伝送機能※
イーサネットフレーム伝送機能

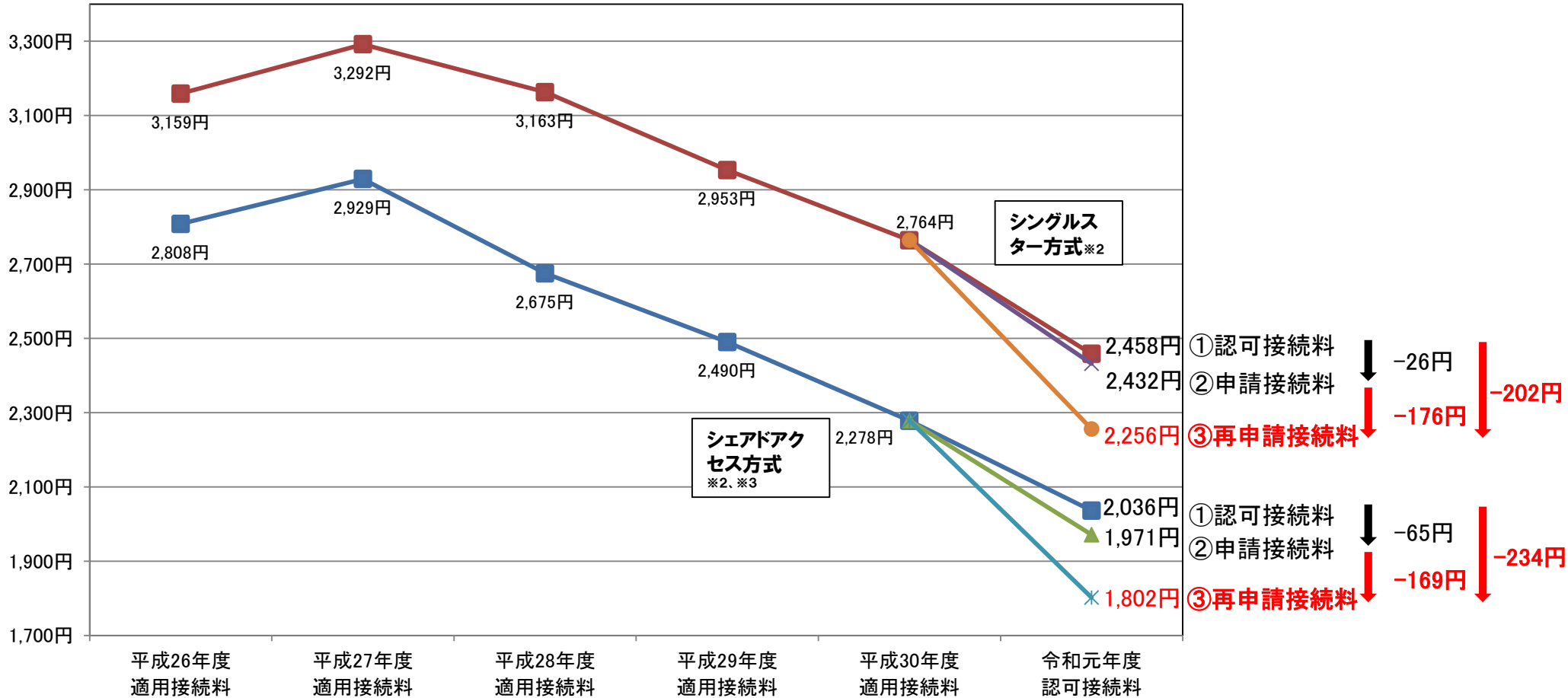
※法定機能を組み合わせて算出されている適用接続料

加入光ファイバ接続料の推移(1)

○ NTT東日本・西日本の加入光ファイバ接続料について、①平成28年度認可の今年度適用金額、②平成31年3月に申請された今年度適用金額(※1)及び③令和元年6月下旬に再申請される見込みの今年度適用金額を比較するとともに、6年分の推移を表すと、以下のとおり。

※1平成29年度における収入と原価の差額に係る見込値と実績値の乖離額を、令和元年度の接続料原価に算入することについて、3条許可が申請されているところ。

【NTT東日本】

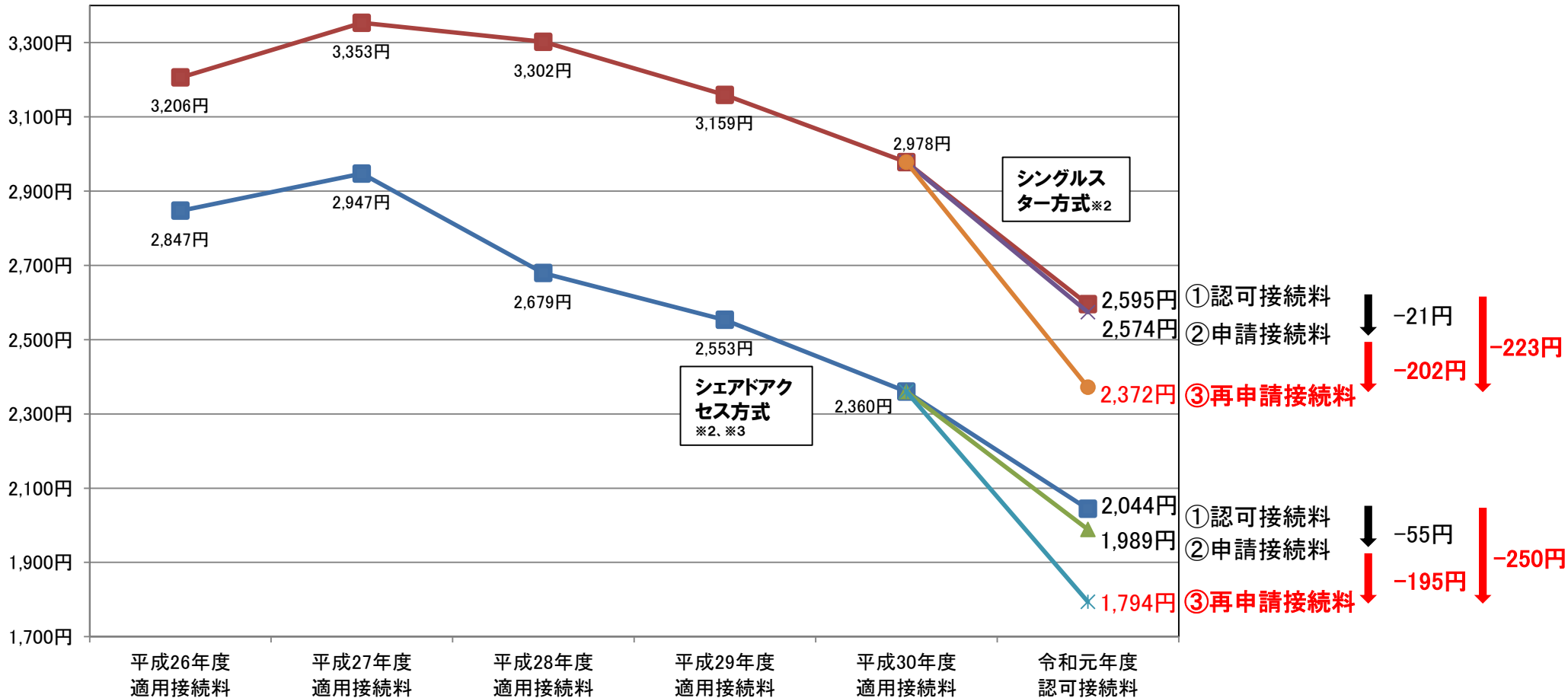


※2 施設設置負担金加算料を含む。

※3 シェアドアクセス方式の加入光ファイバの接続料に含まれる局外スプリッタの接続料は、実績原価方式にて算定(認可済の令和元年度接続料に含まれる局外スプリッタ接続料は平成28年度適用接続料(東:75円、西60円)であり、令和元年度の変更申請接続料に含まれる局外スプリッタ接続料は令和元年度適用接続料(東:31円、西:21円(現在申請中)))。

加入光ファイバ接続料の推移(2)

【NTT西日本】



※2 施設設置負担金加算料を含む。

※3 シェアドアクセス方式の加入光ファイバの接続料に含まれる局外スプリッタの接続料は、実績原価方式にて算定(認可済の平成31年度接続料に含まれる局外スプリッタ接続料は令和元年度適用接続料(東:75円、西60円)であり、令和元年度の変更申請接続料に含まれる局外スプリッタ接続料は令和元年度適用接続料(東:31円、西:21円(現在申請中)))。

シェアドアクセス方式に係る接続料(令和元年度)

○ NTT東日本・西日本が設置する加入光ファイバ(シェアドアクセス方式)の各種設備(光屋内配線～主端末回線)を、他の電気通信事業者が接続ルールに従って利用する場合に支払うべき接続料は、再申請では次のとおりとなる見込み。

〔収容数別に見た接続料の合計額(NTT東日本の場合)〕

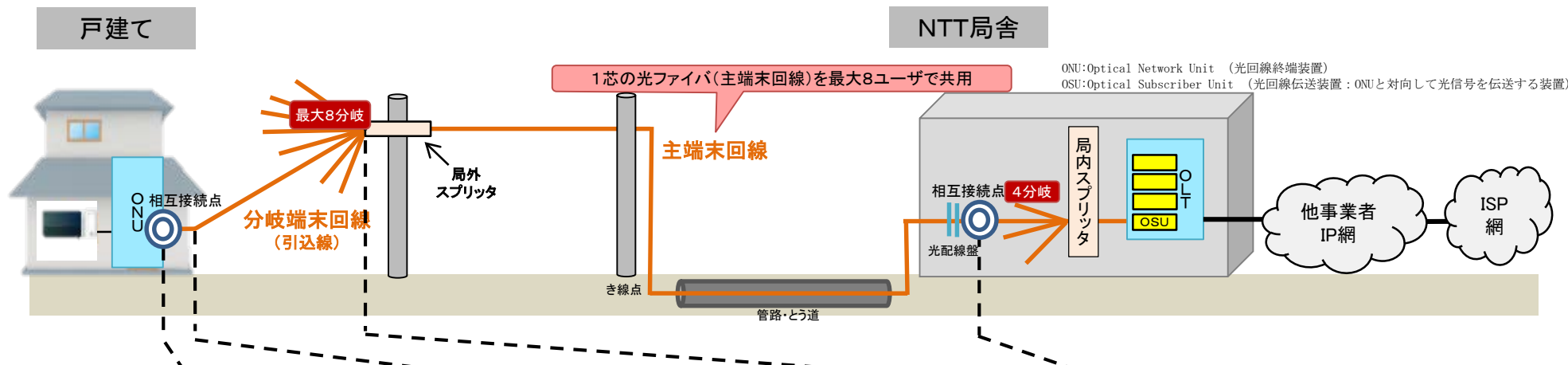
収容数	接続料合計	収容数	接続料合計
1	2,428円(2,951円)	5	986円(1,129円)
2	1,527円(1,812円)	6	926円(1,053円)
3	1,227円(1,432円)	7	883円(998円)
4	1,077円(1,243円)	8	851円(958円)

※括弧内はH30年度接続料

〔収容数別に見た接続料の合計額(NTT西日本の場合)〕

収容数	接続料合計	収容数	接続料合計
1	2,555円(3,135円)	5	1,120円(1,247円)
2	1,658円(1,955円)	6	1,060円(1,168円)
3	1,359円(1,562円)	7	1,017円(1,112円)
4	1,210円(1,365円)	8	985円(1,070円)

※括弧内はH30年度接続料



申請接続料※1	光屋内配線加算額※2	光信号分岐端末回線	回線管理運営費	光信号主端末回線
NTT東日本	186円(189円) /分岐端末回線	399円(440円) /分岐端末回線	41円(44円) /分岐端末回線	1,802円(2,278円) /主端末回線
NTT西日本	178円(178円) /分岐端末回線	513円(517円) /分岐端末回線	70円(80円) /分岐端末回線	1,794円(2,360円) /主端末回線

※1 光屋内配線加算額、光信号分岐端末回線、回線管理運営費は実績原価方式により算定。光信号主端末回線は将来原価方式により算定。

※2 光屋内配線加算額は、引込線と一体として設置される場合にのみ適用される。

※3 括弧内はH30年度接続料

光ファイバの耐用年数の見直し等に伴う将来原価接続料の算定について(1)

○ 加入光ファイバ以外も含めて、将来原価接続料に関し、平成31年3月の認可申請における金額と、耐用年数の見直しを反映させた金額を比較すると、以下のとおり。

【NTT東日本】

(単位:円)

機能名	単位	①反映後 接続料※1	②当初申請 接続料	影響額		③平成30年度 接続料	
				①-②	(①-②)/③ (単位:%)		
光信号端末回線伝送機能 (加入光ファイバ)	(光信号端末回線にて伝送を行う機能※2)	1回線ごとに月額	2,256	2,432	▲176	▲6.4%	2,764
	(光信号主端末回線にて伝送を行う機能※2)	1回線ごとに月額	1,802	1,971	▲169	▲7.4%	2,278
	(複数年段階料金を適用するもの)	1回線ごとに月額	1,611	1,736	▲125	▲6.3%	1,980
	(端末回線を收容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能)	1回線ごとに月額	3,560	3,742	▲182	▲4.4%	4,149
一般中継系ルータ交換伝送機能 (NGNの中継ルータ及び伝送路)	(優先クラスのもの)	1Mbitまでごとに月額	0.00018151	0.00018161	▲0.00000010	▲0.0%	0.00020210
一般收容局ルータ接続ルーティング伝送機能 (收容局接続機能)<NTT東日本・西日本のみ>	一般收容局ルータにおける1IP通信網收容装置ごとに月額	1,204,917	1,205,161	▲244	▲0.0%	1,348,049	
一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能 (中継局接続機能)<NTT東日本・西日本のみ>	1ポートごとに月額	4,812,500	4,812,500	0	0.0%	5,041,667	
関門交換機接続ルーティング伝送機能※3 (IGS接続(ひかり電話))	3分ごとに	1.31	1.31	0.00	0.0%	1.40	
イーサネットフレーム伝送機能(NTT東日本・西日本のみ) (イーサネット)	単料料金区域ごとに月額	371,717	371,817	▲100	▲0.0%	412,026	

※1 光ファイバの耐用年数の見直しに伴う影響を反映した料金額。総務省の音声トラヒックの統計誤りによるNGN接続料算定に用いられる需要誤りの是正に伴う影響については、反映していない。

※2 施設設置負担金加算料を含む。

※3 中継交換機能はLRIC機能により算定。令和元年度単金は3分あたり0.20円。

光ファイバの耐用年数の見直し等に伴う将来原価接続料の算定について(2)

【NTT西日本】

(単位:円)

機能名	単位	①反映後 接続料※1	②当初申請 接続料	影響額		③平成30年度 接続料	
				①-②	(①-②)/③ (単位:%)		
光信号端末回線伝送機能 (加入光ファイバ)	(光信号端末回線にて伝送を行う機能※2)	1回線ごとに月額	2,372	2,574	▲202	▲6.8%	2,978
	(光信号主端末回線にて伝送を行う機能※2)	1回線ごとに月額	1,794	1,989	▲195	▲8.3%	2,360
	(複数年段階料金を適用するもの)	1回線ごとに月額	1,570	1,703	▲133	▲6.6%	2,020
	(端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能)	1回線ごとに月額	4,304	4,512	▲208	▲4.3%	4,796
一般中継系ルータ交換伝送機能 (NGNの中継ルータ及び伝送路)	(優先クラスのもの)	1Mbitまでごとに月額	0.00022798	0.00022828	▲0.00000030	▲0.1%	0.00028088
一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能 (収容局接続機能)<NTT東日本・西日本のみ>	一般収容局ルータにおける1IP通信網収容装置ごとに月額	1,602,938	1,603,767	▲829	▲0.0%	1,712,989	
一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能 (中継局接続機能)<NTT東日本・西日本のみ>	1ポートごとに月額	4,270,833	4,270,833	0	0.0%	4,229,167	
関門交換機接続ルーティング伝送機能※3 (IGS接続(ひかり電話))	3分ごとに	1.465	1.467	▲0.001	▲0.1%	1.62	
イーサネットフレーム伝送機能(NTT東日本・西日本のみ) (イーサネット)	単位料金区域ごとに月額	514,463	514,563	▲100	▲0.0%	535,616	

※1 光ファイバの耐用年数の見直しに伴う影響を反映した料金額。総務省の音声トラヒックの統計誤りによるNGN接続料算定に用いられる需要誤りの是正に伴う影響については、反映していない。

※2 施設設置負担金加算料を含む。

※3 中継交換機能はLRIC機能により算定。令和元年度単金は3分あたり0.20円。

光ファイバの耐用年数の見直しに伴う将来原価接続料の算定

総務省の音声トラヒックの統計誤りによる算定誤りの是正

通信用建物の料金算定の誤りの是正（西日本電信電話株式会社のみ）

フレキシブルファイバの取扱いの適正化

○ NGN接続料(IGS接続)の需要の予測値は、前々算定期間のひかり電話のトラフィック実績を基に、ひかり電話施設数の増加や他の通信先施設数の変動等を加味して算定する(原価算定根拠)とされ、より具体的には、1加入当たりトラフィック(通信回数)変動率としては、総務省公表のトラフィック値により固定発着の1加入当たり通信回数を推測(※)する方法が採られ、その対前年変動率の平成20年度以降の平均(平成31年3月の申請接続料では、平成29年度までの10年平均)が採用されている。

※次々頁のとおり、総務省調査「通信量からみた我が国の音声通信利用状況」を使用して推測。平成29年度については同調査結果が申請時に未公表(平成31年3月26日公表)であったため平成27・28年度の平均で外挿。

○ これについて、総務省公表のトラフィック値(平成30年1月31日公表)に誤りがあり、認可申請後、平成31年3月26日に修正値が公表されたため、当該修正を反映する必要が生じた。また、認可申請時には未公表であった平成29年度の値が同時に公表されたため、それを併せて反映することが適当であることにもなった。

○ これらの修正については、今回の再申請において対応するよう、総務省から要請することとしたい。

○ なお、影響は下表のとおり軽微である。

【NTT東日本】

(単位:円)

機能名	単位	①再申請 接続料	②当初申請 接続料	影響額		③平成30年度 接続料
				①-②(内、音声トラフィック統計誤り修正の影響額)	(①-②)/③ (単位:%)	
一般中継系ルータ交換伝送機能 (NGNの中継ルータ及び伝送路)	(優先クラスのもの) 1Mbitまでごとに 月額	0.00018151	0.00018161	▲0.00000010 (▲0.00000000)	▲0.0% (▲0.0%)	0.00020210
一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能 (収容局接続機能)<NTT東日本・西日本のみ>	一般収容局ルータに おける1IP通信網収容 装置ごとに月額	1,204,897	1,205,161	▲264 (▲20)	▲0.0% (▲0.0%)	1,348,049
一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能 (中継局接続機能)<NTT東日本・西日本のみ>	1ポートごとに月 額	4,812,500	4,812,500	0 (0)	0.0% (0.0%)	5,041,667
関門交換機接続ルーティング伝送機能※ (IGS接続(ひかり電話))	3分ごとに	1.311	1.314	▲0.003 (▲0.003)	▲0.2% (▲0.2%)	1.40

※ 中継交換機能はLRIC機能により算定。令和元年度単金は3分あたり0.20円。

総務省の音声トラヒックの統計誤りによるNGN接続料算定に用いられる需要誤りの是正について(2)

【NTT西日本】

(単位:円)

機能名	単位	①再申請 接続料	②当初申請 接続料	影響額		③平成30年度 接続料
				①-② (内、音声トラヒック統計誤り修正の影響額)	(①-②)/③ (単位:%)	
一般中継系ルータ交換伝送機能 (NGNの中継ルータ及び伝送路)	(優先クラスのもの) 1Mbitまでごとに 月額	0.00022798	0.00022828	▲0.00000030 (▲0.00000000)	▲0.1% (▲0.0%)	0.00028088
一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能 (収容局接続機能)<NTT東日本・西日本のみ>	一般収容局ルータに おける1IP通信網収容 装置ごとに月額	1,602,938	1,603,767	▲829 (▲0)	▲0.0% (▲0.0%)	1,712,989
一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能 (中継局接続機能)<NTT東日本・西日本のみ>	1ポートごとに月 額	4,270,833	4,270,833	0 (0)	0.0% (0.0%)	4,229,167
関門交換機接続ルーティング伝送機能※ (IGS接続(ひかり電話))	3分ごとに	1.462	1.467	▲0.004 (▲0.003)	▲0.3% (▲0.2%)	1.62

※ 中継交換機能はLRIC機能により算定。令和元年度単金は3分あたり0.20円。

- 設備管理運営費の予測値は、基本として、前々算定期間(2年前)の実績値を基にして取得固定資産の増減率等と効率化率(毎年度▲3%)を加味して算定。(装置本体等の減価償却費は投資額を考慮して個別に算定。その他具体的方法は網使用料算定根拠に記載)
- 需要の予測値は、前々算定期間のひかり電話のトラフィック実績を基に、ひかり電話施設数の増加や他の通信先施設数の変動等を加味して算定する(原価算定根拠)とされ、より具体的には、以下の方法を採用。
- いずれの方法も、平成20(2008)年度適用接続料の算定で採用された後、基本的に変更されることなく継続している。

【IGS接続の通信回数の予測値の算定方法】(通信時間も同様の方法で算定)

呼の類型別に、前々算定期間のそれぞれの実績値に対して、それぞれ次の各変動率を合算したものを乗じて予測値を算定。

呼の類型	ひかり電話施設数の変動率		通信先施設数の変動率 (⇔の下に記載の電話種類の施設数の変動率)		1加入当たりトラフィック(通信回数)変動率	
	個別／共通 (類型ごとの値かどうか)	算定方法	個別／共通	算定方法	個別／共通	算定方法
NGNひかり電話⇔NTT東日本の固定電話	共通	NTT法の総務大臣認可を受け事業計画に記載の値を採用(この表で単に「事業計画値」という)	個別	事業計画値	共通	総務省公表のトラフィック値により固定発着の1加入当たり通信回数を推測(※)し、その対前年変動率の平成20年度以降の平均(今回申請接続料では、平成29年度までの10年平均) ※総務省調査「通信量からみた我が国の音声通信利用状況」を使用して推測。
NGNひかり電話⇔NTT西日本の固定電話	共通		個別	事業計画値	共通	
NGNひかり電話⇔他事業者	共通		個別	総務省公表の契約数を使いNTT東西以外の施設数を算定した上でその前々算定期間まで3年間の増減数の平均値で直近2年を外挿	共通	

光ファイバの耐用年数の見直しに伴う将来原価接続料の算定

総務省の音声トラヒックの統計誤りによる算定誤りの是正

通信用建物の料金算定の誤りの是正（西日本電信電話株式会社のみ）

フレキシブルファイバの取扱いの適正化

○ 通信用建物の年額料金(コロケーションのスペース代の一部)について、NTT西日本から総務省に対し、平成31年3月に認可申請した金額に誤りがあったため再申請を行うとの報告があった(※1)。具体的には、今年度より算定作業効率化の観点から、通信用建物料金において算定用ツールを導入したところ、通信用建物の正味固定資産価額を算定するプロセスにおいて、ロジックエラーにより(1)本来控除すべき原価要素の一部(二重床)の控除漏れ(※2)及び(2)原価要素の一部の積算漏れが生じたとのことである。

※1:令和元年6月17日付西設相制第000040号。接続事業者の指摘で発覚したとのこと。

※2:手作業による補正も適切に行われなかったとのことである。

○ NTT西日本は、発覚・判明後速やかに事象の内容及び本来の金額を一般公表するとともに全ての接続事業者に周知しており、また、算定用ツールの導入・変更時の正常性確認作業の抜本的見直し(過去データを用いた動作検証等)、補正が必要な場合の算定ツール等による対応の徹底などの抜本的な再発防止策を講ずるとしている。

○ なお、NTT西日本からは、コロケーション料金のうち通信用建物料金のみが再申請となることで認可が行われた際の遡及精算が二度にわたるため、接続事業者の事務処理負担を軽減する観点から、コロケーション料金全体が再申請に係る認可が行われた後の実施となるよう補正申請(本年3月の申請に対する補正)を実施したいとの表明もされている。

○ 平均額、総額における影響額は、次のとおり。NTT西日本全体の2715箇所の通信用建物のうち、影響を受けたのは1283箇所。

(1)通信用建物の料金(平均額)への影響額

(年額、単位:円/m²、【】内は調整額加算前の数値)

区分	再申請予定料金	資料94-2(※)	申請値	平成30年度平均額
通信用建物 平均額	21,262円 【20,775円】	19,698円 【19,991円】	22,643円 【21,467円】	21,448円 【20,972円】
平成30年度 平均額との差分	▲186円(▲0.87%) 【▲197円(▲0.94%)】	▲1,750円(▲8.16%) 【▲981円(▲4.68%)】	1,195円(5.57%) 【495円(2.36%)】	—

※ 平成31年度適用接続料の諮問時の電気通信事業部会(第94回)において使用した説明資料(資料94-2)において、通信用建物料金の平均額としてロジックエラーのある算定用ツールで算出された数値に基づくものを使用しており、誤った金額を記載してしまっていることが判明。

(2) 総額への影響

(年額、単位：百万円)

区分	再申請予定料金 の場合	申請料金の場合	平成30年度総額
年間想定総額	1,637	1,830	1,640
平成30年度総額と の差分	▲3 (▲0.2%)	190 (▲11.6%)	—

注：平成30年度末時点における事業者のコロケーションリソース利用量より推計

光ファイバの耐用年数の見直しに伴う将来原価接続料の算定

総務省の音声トラヒックの統計誤りによる算定誤りの是正

通信用建物の料金算定の誤りの是正（西日本電信電話株式会社のみ）

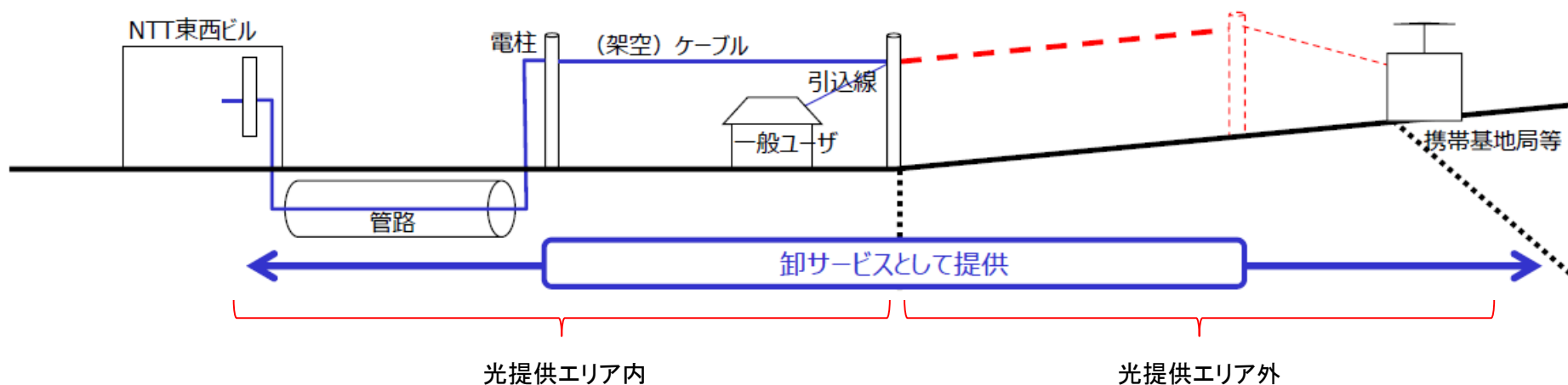
フレキシブルファイバの取扱いの適正化

○ いわゆる「フレキシブルファイバ」について、省令(電気通信事業報告規則)に基づく固定端末系伝送路設備に関する定期報告について報告内容の正確性を期すよう総務省から報告義務対象事業者に対して一斉に行われた要請(※1)を受け精査した際に、NTT東日本・西日本から、「フレキシブルファイバ」に用いる伝送路設備を固定端末系伝送路設備として取り扱うべきことが判明したとの報告があった。(※1 「固定端末系伝送路設備設置状況報告について」(平成31年4月23日付け総基料第76号))

(固定端末系伝送路設備は、指定告示(平成13年総務省告示第243号)により、第一種指定電気通信設備に指定されていることから、フレキシブルファイバに用いる伝送路設備もその対象として取り扱われることとなる。)

○ NTT東日本・西日本は、同報告において、フレキシブルファイバは、既存設備が存在しないエリア(光未提供エリア)において利用事業者の要望に基づき当該利用事業者の代わりに新たに設備を構築するものであり、卸電気通信役務による提供を前提にその提供条件を定めていることから相互接続による提供は困難としており、加入光ファイバに係る接続料の再算定に当たって、フレキシブルファイバに係る費用を接続料原価から除くとともにフレキシブルファイバを接続機能の対象外とする内容(※2)の再申請が、行われる見込みである。(※2 第一種指定電気通信設備接続料規則第3条による許可が必要。)

フレキシブルファイバの概要



携帯電話事業者等に対し、既存設備が存在しないエリア(光未提供エリア)等において、個別設備を設置し、既存設備区間の設備と組み合わせて伝送路設備等を提供するサービス。

提供形態は、これまで、卸電気通信役務のみであり、相互接続での提供は受け付けていない。

今後速やかに再申請があった場合には、以下のスケジュールが想定される。

6月27日(木)頃 電気通信事業部会 諮問

※情報通信行政・郵政行政審議会議事規則(平成15年郵政行政審議会決定第1号)第8条の規定により、文書その他の方法により審議を行う。

7月2日(火)頃 意見招請(1回目)開始

7月24日(水)頃 意見招請(1回目)終了

7月27日(土)頃 意見招請(2回目)開始

8月7日(水)頃 意見招請(2回目)終了

8月中旬 接続委員会

8月23日(金) 電気通信事業部会 答申

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する
接続約款の変更案に対する意見及びその考え方

－平成 31 年度の接続料の改定等－

〔意見募集期間：平成 31 年 3 月 29 日～令和元年 5 月 7 日〕
〔再意見募集期間：令和元年 5 月 10 日～同年 5 月 23 日〕

意見及び再意見提出者一覧

意見提出者 9 者(法人等:8 者、個人:1 者)

再意見提出者 22 者(法人等:21 者、個人:1 者)

(提出順、敬称略)

受付.	意見提出者	再意見提出者
1	個人	個人
2	フリービット株式会社	株式会社STNet
3	一般社団法人 日本ユニファイド通信事業者協会	EditNet株式会社
4	NGN IPoE協議会	KDDI株式会社
5	KDDI株式会社	ソフトバンク株式会社
6	ソフトバンク株式会社	株式会社オプテージ

7	株式会社朝日ネット	西日本電信電話株式会社
8	EditNet株式会社	東日本電信電話株式会社
9	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会	株式会社アットアイ 有限会社あまくさ藍ネット 株式会社エヌディエス オーシャンブロードバンド株式会社 株式会社サンライズシステムズ ジェットインターネット株式会社 株式会社シナプス ディーシーエヌ株式会社 株式会社新潟通信サービス 虹ネット株式会社 有限会社ナインレイヤーズ 有限会社マンダラネット
10	—	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
11	—	特定非営利活動法人地域間高速ネットワーク機構

(1) 実績原価方式に基づく令和元年度の接続料改定等

■：NTT 東日本・西日本からの意見 ●：NTT 東日本・西日本以外の事業者・団体からの意見 ▲：個人からの意見

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見 1</p> <p>● コロケーション費用に係る予見性確保の取組みとして、電気料の情報開示のみでは不十分であるため、設備使用料の情報についても開示する必要がある。</p>	<p>再意見 1</p> <p>■ 更なる予見性向上の取組みとして、10月末までに、設備使用料の算定に用いる「設備管理運営費比率」を開示するとともに、11月以降、早期開示の前までに、主要エリアにおけるコロケーション実績の多いビル等を数ビル抽出したうえで、設備使用料の試算値を開示することとする。</p>	<p>考え方 1</p>	
<p>○ 平成 30 年度接続料に係る情報通信行政・郵政行政審議会答申書（平成 30 年 5 月 25 日）において、東日本電信電話株式会社殿（以下「NTT 東日本殿」といいます。）及び西日本電信電話株式会社殿（以下「NTT 西日本殿」といいます。）（以下併せて「NTT 東西殿」といいます。）に対し、コロケーション費用の予見性向上のための取組について、更に改善の余地が無いか検討すべきとされ、これに基づき要請が行われました。これを受けて、NTT 東西殿より平成 31 年度のコロケーション費用に係る予見性確保の取組みとして、10 月末に電気料の試算値が開示されました。しかしながら、平成 30 年度においては、調整額の影響もあり、電気料より設備使用料の変動が大きかったことを踏まえると、電気料の情報開示のみでは不十分であるため、主要エリアだけでも電気料と同様に設備使用料の情報についても 10 月末に開示する必要があると考えます。（ソフトバンク）</p>	<p>○ これまで、接続事業者の予見性確保の観点から、コロケーション費用の速報値として、主要エリア（NTT 東日本：東京・神奈川、NTT 西日本：大阪・愛知）におけるビル毎の設備保管料（スペース料・電気料）および設備使用料（電力設備・空調設備使用料等）を、接続料の認可申請の時期に合わせ、例年 1 月末頃に「早期開示」として開示しているところです。</p> <p>上記に加え、2018 年度より、予見性向上に資する新たな取組みとして、接続事業者にご負担いただくコロケーション費用において最も負担割合が大きく、接続会計結果に基づく諸比率等を用いる必要がない電気料について、毎年度 10 月末に電力会社の公表値に基づく試算値を開示しました。</p> <p>ご指摘の「設備使用料（電力設備・空調設備使用料等）」については、10 月末に総務省殿に報告する各種諸比率を用いる必要があることから、主要エリアのみであっても単金を 10 月末に開示することは困難ですが、更なる予見性向上の取組みとして、10 月末までに、設備使用料の算定</p>	<p>○ 意見を踏まえ NTT 東日本・西日本においてコロケーション費用の予見性向上のための取組を進捗させるとのことであり、これが着実に進められる必要があるとともに、引き続き、本審議会の昨年の答申^{※1}を踏まえ総務省から NTT 東西に対し行われた要請^{※2}に基づき、更に改善の余地がないかの検討が行われることが適当と考えます。</p> <p>※1：平成 30 年 5 月 25 日付け情郵審第 17 号 ※2：平成 30 年 5 月 25 日付け総基料第 10</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>に用いる「設備管理運営費比率」を開示するとともに、11月以降、早期開示の前までに、主要エリアにおけるコロケーション実績の多いビル等を数ビル抽出したうえで、設備使用料の試算値を開示することとします。 (NTT東日本・西日本)</p>	<p>9号により「コロケーション費用の予見性向上のための取組について、更に改善の余地がないか検討を進めること。」が要請された。</p>	
<p>意見2</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 上昇傾向が続くと考えられていたメタル接続専用線について、2年連続減少となるのみならず、平成31年度は大幅に減少。接続事業者の予見性を高めるといった観点から、設備更改やコスト削減に向けた取組等に関する具体的な費用への影響額を含め開示したうえで、中長期的な接続料の見通しを開示すべき。 	<p>再意見2</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 接続料原価の予測に資する情報をホームページにて継続的に開示いただき、更に、接続料原価に大幅な変動が生じる可能性がある場合には、可能な限り、事前に詳細な情報を接続事業者が開示いただくことを要望。 ● 複数年の将来予測を提示いただきたい。また、一時的な要因により、大幅な料金変動が想定される場合は、激変緩和措置のように一部費用を繰り延べ、一定期間内で取り漏れなく平準化した料金を設定することも可能だと考える。 ■ 設備維持を行うために必要なコストを見通し、将来の接続料水準を予測することは困難。仮に将来の接続料水準を大胆に推計して開示したとしても、不確実な予測に基づく接続料の開示は接続事業者の予見性の確保につながらない。 	<p>考え方2</p>	
<p>○ 接続料金の上昇傾向が続くと考えられていたメタル接続専用線について、2年連続の減少となるのみでなく、平成31年度は大幅な減少となっています。通信路設定伝送機能については、情報通信行政・郵政行政審議会答申書（平成28年3月31日）において、中長期的な接続料原価の推移の予測に資する情報として、例えば設備更改に係る計画、コスト削減に向けた取組等を開示することにより、接続事業者の予見性をさらに高めるための方策の検討を行</p>	<p>○ 今回申請された平成31年度の通信路設定伝送機能の接続料は、前年比でNTT東日本▲43.9%、NTT西日本▲60.8%（高速デジタル64kb/s、エコノミークラス、タイプ2、同一MA64kb/s、エコノミークラス、タイプ2、同一MA内）と、NTT東・西共に大幅な減少となっております。接続料の急激な変化は予算編成や事業計画を立てる上で大きな影響を与えることとなります。 今回の急激な接続料の減少要因については、</p>	<p>○ 通信路設定伝送機能等のレガシー系設備に係る接続料に関する情報の事前開示については、毎年10月末に翌年度適用接続料の見込みが開示されているほか、中長期的な接続料原価の推移予測に資す</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>うべきとされ、これに基づきNTT東西殿に要請が行われました。これを受けて、平成28年に専用ノード装置等の更改に係る見通しがNTT東西殿より開示されましたが、費用への影響の程度が分からない上に、平成29年以降は情報開示が実施されておらず、今回の大幅な減少について予見することはできない状況でした。今回のように接続料が激変すると、接続事業者としてはサービスの継続や予算等の事業計画を立てることが困難であり、また接続料が上昇することを要因として、ネットワークの切替えをお願いしていたユーザに対しても説明が困難な状況となっています。</p> <p>このような状況から、接続事業者の予見性を高めるためには、設備更改やコスト削減に向けた取組等に関する具体的な費用への影響額を含め開示いただいたうえで、上記答申に基づき次年度以降についても引き続き中長期的な接続料の見通しを開示していただきたいと考えます。</p> <p>(ソフトバンク)</p> <p>○ また、接続専用線の部分でも述べましたが、接続事業者の予見性を高めるといった観点から、メタル回線についても同様に、設備更改やコスト削減に向けた取組等に関する具体的な費用への影響額を含めて開示いただいたうえで中長期的な接続料の見通しを開示すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク)</p>	<p>「専用線ノード装置等の設備更改に伴う設備のスリム化による施設保全費が減少するとともに、旧設備の除却が平成28年度で概ね完了したことから固定資産除却費が減少、また、平成28年度に実施した残価一括償却の反動により減価償却費が減少したこと」(*1)とあり、いずれの要因についても実績原価方式による接続料算定においては、接続料原価が大幅に減少に転じることや、マイナスの調整額が加算される可能性について予め見通しが立つものだったのではないかと考えられます。</p> <p>接続事業者の予見性の確保に関しては、情報通信行政・郵政行政審議会答申書（平成28年3月31日）の考え方(*2)を踏まえ、NTT東・西に接続事業者の予見性を高めるための方策を検討することが要請された結果、NTT東・西は、平成29年度接続料申請に先立ち平成28年10月31日に接続事業者向けのホームページで、「専用ノード装置等の更改に係る見通し」（平成28年度までの予定）を開示しました。</p> <p>しかしながら、その後は接続事業者に対して特段の情報開示も行われていないことから、当該要請の趣旨を踏まえ、今後は、接続料原価の予測に資する情報として、「専用ノード装置等の更改に係る見通し」と同様の情報を継続的に開示いただき、更に、接続料原価に大幅な変動が生じる可能性がある場合には、可能な限り、事前に詳細な情報を接続事業者が開示いただくことを要望いたします。</p> <p>*1：NTT東西の接続約款の変更認可申請に関する説</p>	<p>る情報として、平成28年の本審議会の答申*1を踏まえて総務省からNTT東西に対して行われた要請*2を受け、NTT東西から、平成28年10月31日に、専用線ノード装置等に係る平成25年度から平成28年度までの設備更改の実施スケジュール及び平成24年度から平成27年度までの専用線に係る接続料原価の実績推移が開示されたところと承知しています。</p> <p>○ 今回の申請（令和元年度適用接続料）における専用線接続料の大幅な減少は、平成28年度に実施された残価一括償却の反動が最も大きな要因となって生じたものであり、したがって上記の中長期的情報の開示時点（平成28年10月末）において予測がどの程度可能であったかは、客観的には必ずしも明らか</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>明（平成31年度の接続料の改定等）</p> <p>*2：「通信路設定伝送機能等のレガシー系設備に係る接続料に関する情報の事前開示について、現在の開示情報に加えて、中長期的な接続料原価の推移予測に資する情報として、例えば設備更改に係る計画、コスト削減に向けた取組等を開示することにより、接続事業者の予見性をさらに高めるための方策等を開示することにより接続事業者の予見性を高めるための検討を行い、総務省に報告するよう要請すること」（KDDI）</p> <p>○ 弊社の意見に追記いたします。</p> <p>前回平成31年3月28日公示の意見募集にて、弊社からは左記のように、通信路設定伝送機能、及びドライカップ接続料において、接続事業者の予見性を高める観点から、設備更改やコスト削減に向けた取組等に関する具体的な費用への影響額を含めて開示いただいたうえで中長期的な接続料の見通しを開示すべきとの考えを示しました。特に需要が下がっていながらコストが上がる場合（※）については、その原因及び将来のコスト見通しを早期に開示すべきと考えます。</p> <p>将来の見通しに関して、平成29年2月2日に、東日本電信電話株式会社殿（以下「NTT東日本殿」といいます。）、及び西日本電信電話株式会社殿（以下「NTT西日本殿」といいます。）（以下併せて「NTT東西殿」といいます。）より総務大臣殿に提出された、「第一種指定電気通信設備接続料規則に基づく許可申請」の中で、ドライカップ、及びメタル端末回線の接続料算定において、調整額の繰延</p>	<p>でないと考えられます。</p> <p>○ しかしながらいずれにせよ、需要が減少傾向にある接続料が大幅に減少するなど、通常予想される傾向と全く異なる金額の変動が生じる可能性がある場合には、接続事業者に対し、例えば申請接続料に係る事業者向け説明会※³の機会を捉えて予想される将来変動に関する補足説明を行うなどの方法により、できる限り早期の情報開示が行われることが望ましいと考えるところ、その旨を総務省からもNTT東西に要請することが適当と考えます。（要請）</p> <p>※1：平成28年3月31日付け情郵審第19号</p> <p>※2：平成28年3月31日付け総基料第52号「通信路設定伝送機能等のレガシー系設備</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>による激変緩和措置が行われました。同申請の中でNTT東西殿は、平成30年度接続料への影響について、平成28年度に行われた減価償却方法の見直しによる費用低減効果が見込まれることから、繰延による影響が抑えられ、その接続料水準については、需要の減少度合いが同様であるとする、平成29年度の接続料水準から大幅には変動しないといった趣旨の見通しが示されており、実際に平成30年度接続料は概ね見込み通りとなっております。</p> <p>先述した将来予測については、同許可申請にてNTT東西殿が見込まれた程度の予測は可能であり、さらに、これを基に複数年の将来予測を提示いただきたいと考えます。</p> <p>また、その中で一時的な要因により、大幅な料金変動が想定される場合は、上記激変緩和措置のように一部費用を繰り延べ、一定期間内で取り漏れなく平準化した料金を設定することも可能と考えます。</p> <p>加えて、情報通信行政・郵政行政審議会答申書（平成28年3月31日）において、中長期的な接続料原価の推移の予測に資する情報として、例えば設備更改に係る計画、コスト削減に向けた取組等を開示することにより、接続事業者の予見性をさらに高めるための方策の検討を行うべきとされ、これに基づきNTT東西殿に要請が行われましたが、それにより、費用への影響が分からない等、十分とは言えないにせよ、NTT東西殿から専用ノード装置等の更改に係る見通しが公開されました。引続き総務省殿におかれましては、より一層</p>	<p>に係る接続料に関する情報の事前開示については、現在の開示情報に加えて、中長期的な接続料原価の推移予測に資する情報として、例えば設備更改に係る計画、コスト削減に向けた取組等を開示することにより、接続事業者の予見性をさらに高めるための方策等を開示することにより接続事業者の予見性を高めるための検討を行い、その結果を平成28年9月末までに総務省に報告すること」</p> <p>※3：説明会については、平成30年3月23日付け総基料第64号及び平成13年9月5日付け総基料第315号により開催が要請されている。</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>公正妥当な接続料制度実現のため、情勢を注視いただき、必要に応じた適正な措置が行われるようお取り計らいいただきたいと思います。</p> <p>(※) 需要が下がっていながらコストが上がる場合とは、別紙1<NTT東日本殿>で言うFY15、<NTT西日本殿>で言うFY14~FY17を指します。 (ソフトバンク)</p> <p>○ ご指摘の2016年度における専用ノード装置等の更改に係る情報開示については、2013年度から実施していた専用線ノード装置等の設備更改の影響により原価の増減がそれまでの傾向と異なっていたことから、中長期的な接続料原価の推移の予測に資する情報として、専用線ノード装置等に係る2013年度から2016年度までの設備更改の実施スケジュールおよび2012年度から2015年度までの専用線に係る接続料原価の実績推移をお示したものです。</p> <p>また、当社は、これまでも接続事業者の予見性を向上させる観点から、接続料の再計算報告と合わせて、ドライカップ、接続専用線、中継ダークファイバ等の原価、需要、単価等を接続料の認可申請に先んじて開示しています。</p> <p>しかしながら、専用ノード装置等の更改を含め設備維持を行うために必要なコストが、将来、どの年度でどの程度発生するかを見通すことは困難です。また、将来の接続料水準については、コストの見通しだけでなく、接続事業者および当社利用部門の需要動向や自己資本利益率の状況等によっても大きく変動するものであるため、それ</p>		

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>を予測することも困難です。</p> <p>そのため、仮に将来の接続料水準を大胆に推計して開示したとしても、不確実な予測に基づく接続料の開示は接続事業者の予見性の確保につながらないと考えます。</p> <p>当社としては、今後も、原価、需要、単価等の速報値の開示等、事業者の予見性確保に向けた情報開示に努める考えです。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ 中長期的な接続料について、接続専用線の接続料と同様に、設備維持を行うために必要なコストが、将来、どの年度でどの程度発生するかを見通すことは困難です。また、将来の接続料水準については、コストの見通しだけでなく、接続事業者および当社利用部門の需要動向や自己資本利益率の状況等によっても大きく変動するものであるため、それを予測することも困難です。そのため、仮に将来の接続料水準を大胆に推計して開示したとしても、不確実な予測に基づく接続料の開示は、接続事業者の予見性の確保につながらないと考えます。</p> <p>当社は、これまでも接続事業者の予見性を向上させる観点から、接続料の再計算報告と合わせて、ドライカップ、接続専用線、中継ダークファイバ等の原価、需要、単価等を接続料の認可申請に先んじて開示してきており、今後も、接続料金の速報値の開示等、事業者の予見性確保に向けた情報開示に努める考えです。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>		
意見3	再意見3	考え方3	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>● 今後もメタル回線は需要が減少していくと見込まれることから、引続き利用見込みが無くなった資産については、毎年減損処理を実施すべき。</p>	<p>■ メタルケーブルの減損処理については、メタルケーブルの利用状況等を踏まえつつ、必要に応じて対応する。</p>		
<p>○ 平成 31 年度接続料改定に係る NTT 東西殿主催の説明会において、ドライカップ接続料低廉化の要因の一つとして、今後利用見込みがない回線の減損処理を実施したとのご説明がありました。加えて、同説明会では、減損については大部分の処理が終わったとのご説明もありましたが、今後もメタル回線は需要が減少していくと見込まれることから、引続き利用見込みが無くなった資産については、毎年減損処理を実施すべきと考えます。 (ソフトバンク)</p>	<p>○ 今後のメタルケーブルの減損処理については、メタルケーブルの利用状況等を踏まえつつ、当社として必要に応じて対応を進めていく考えです。 (NTT 東日本・西日本)</p>	<p>○ NTT 東日本・西日本において、メタル回線コストの更なる適正化の観点から引き続き適切に対応されることが重要と考えます。</p>	無
<p>意見 4</p> <p>● 事前調査申込書の不備が受付後に確認された場合に、その不備に起因する検討期間を事前調査申込回答の期間計算から除くことは、一定の合理性があるものの、判断の理由と除外される期間の算定根拠を示すなど申込事業者により判断の妥当性を検証可能な仕組みが必要。</p>	<p>再意見 4</p> <p>■ 申込事業者へ協議により該当箇所および判断の理由を示すことに加え、その確認が完了次第、速やかに申込事業者へ通知する考え。</p>	考え方 4	
<p>○ 事前調査申込書の不備が受付後に確認された場合、その不備に起因する検討期間は本来、生じないはずのものであり、事前調査申込回答の期間計算から除くことに一定の合理性があるものと考えます。しかしながら、不備の有無や除外される期間を NTT 東西殿が一方的に判断される場合、恣意的な運用がなされる恐れがありますので、判断の理由と除外される期間の算定根拠を示していただくなど申込事業者により判断の妥当性を検証可能な仕組みが必要と考えます。 (ソフトバンク)</p>	<p>○ 当社は、申請中の本規定に基づき事前調査を行うにあたり当社が事前に確認を要すると判断した場合、申込事業者へ協議により該当箇所および判断の理由をお示しすることに加え、その確認が完了次第、速やかに申込事業者へ通知する考えです。これにより、申込事業者において、判断の理由および除外される期間について明確になると考えます。 (NTT 東日本・西日本)</p>	<p>○ NTT 東日本・西日本において一定の対応がされると表明されているところ、接続約款の該当部分の定めが適切に運用されることが必要であり、万一問題が生じた場合には、総務省においてもよくフォローを行うことが適当と考えます。</p>	無

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見5</p> <p>● 各研究会等での議論の影響がないものについては速やかに認可申請すべき。</p>	<p>再意見5</p> <p>■ 次年度以降においても、委員会の議論状況等を踏まえつつ、速やかな接続料の認可申請に向けて、引き続き対応していく考え。</p>	<p>考え方5</p>	
<p>○ 平成31年度接続料改定に関しては、実績原価方式に基づくもの、加入光ファイバ、次世代ネットワーク、及び長期増分費用に基づくものについて、それぞれ4月1日から適用すべき料金にもかかわらず3月申請となり、その結果、遡及精算を実施することが確定しています。各研究会等で算定方法について議論されている機能・料金等については、認可申請が遅れることについて理解できますが、議論の影響が特にないものについては速やかに申請していただきたいと考えます。なお、加入光ファイバ等は現在も研究会等で算定方法について議論されていますが、次年度以降、極力認可申請が遅れないよう、速やかに検討を進めていただきたいと考えます。 (ソフトバンク)</p>	<p>○ 2019年度適用接続料については、「接続政策委員会」および「接続料の算定に関する研究会」の議論や、各種状況を踏まえ、2019年3月に認可申請を行ったものです。</p> <p>当社としても、本来であれば接続料の遡及精算が発生しないよう、適用年度の開始までに認可されることが望ましいと考えており、次年度以降においても、委員会の議論状況等を踏まえつつ、速やかな接続料の認可申請に向けて、引き続き対応していく考えです。 (NTT東日本・西日本)</p>	<p>○ 接続約款の変更はこれが適用される時期（年度開始日等）までにその認可が行われることが望ましいと考えられる一方で、接続事業者の意見も踏まえた接続料・接続条件の適正性向上等のための事前検討に時間を要するなどの理由で遅れての申請及び認可となることもあり得るものですが、いずれにせよ、意見にもあるように、極力認可申請が遅れないように対応されることが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

(2) 令和元年度の加入光ファイバに係る接続料改定等

■ : NTT 東日本・西日本からの意見 ● : NTT 東日本・西日本以外の事業者・団体からの意見 ▲ : 個人からの意見

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見 6</p> <p>● 加入光ファイバの利用料が低廉化され、さらに料金以外の提供条件等についても接続事業者が利用しやすい制度となっていくことを希望。</p>	<p>再意見 6</p> <p>● 左記意見に賛同。特に、光ファイバケーブルにおける耐用年数については、実態に合った適正な耐用年数を適用すべき。</p>	<p>考え方 6</p>	
<p>○ ネットワークの IP 化、サービスの多様化・高度化が進展する中で、加入光ファイバは今後の電話サービスの基盤になります。光ファイバの利用にあたっては、ファイバ区間以外も含め、中小および新規参入の接続事業者にとっては大きな設備投資や運用を伴うものであることから、光ファイバの利活用をより推進するために、今後も加入光ファイバの利用料が低廉化され、さらに料金以外の提供条件等についても接続事業者が利用しやすい制度となっていくことを望みます。また、光コラボレーション(卸サービス)は FTTH サービス市場において主要な利用形態となっていることから、加入光ファイバ等の接続と同様に、より公平で、透明性の高い仕組みとしていただき、中小事業者や新規参入者による音声系サービスの展開が容易となるように議論されることを希望いたします。</p> <p>(日本ユニファイド通信事業者協会)</p>	<p>○ 光ファイバの利活用をより推進するために、今後も加入光ファイバの利用料が低廉化すべきであるという、日本ユニファイド通信事業者協会殿の意見に賛同します。</p> <p>弊社としても、算定の見直しについて長期に渡り要望をしていますが、特に、光ファイバケーブルにおける耐用年数については、2015年度9月の「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」の答申以降4年に渡り議論しているものの、未だ見直しが行われておりません。</p> <p>その後耐用年数について議論している「接続料の算定に関する研究会」においても、第2次報告書(2018年10月2日)において「平成31年早期に結論を出すことが適当であり、またそうでなければ、実態に照らして信頼のおける耐用年数が使われているのか疑念が生じかねない」と指摘されているところ、第15回会合(2018年11月1日)以降NTT東西殿から報告がない状況です。</p> <p>また、別紙に記載の通り2014年から2017年度末実績のデータによる試算値までが公開されていますが、毎年概ね1年ごと推計値が延長されており、またFY17末の実績データでは架空ケーブル及び地下ケーブルそれぞれの下限值が既に現在適</p>	<p>○ 意見にあるように加入光ファイバは今後の電話サービスの基盤ともなり得るものであり、その利用に係る公正競争環境を確保するため、総務省においては、引き続き、関連の検討及び取組を実施することが適当と考えます。</p> <p>○ なお、耐用年数については、考え方7を参照。</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>用の耐用年数（架空ケーブル15年、地下ケーブル21年）に達していることに鑑みても現在適用している耐用年数は妥当とは言い難く、2020年度以降の料金算定では実態に合った適正な耐用年数を適用すべきと考えます。</p> <p>（ソフトバンク）</p>		
<p>意見7</p> <p>● 加入光ファイバの接続料算定に用いる耐用年数について、速やかに研究会等の場で検討状況の聴取を行い適正性に関する検証を進めるべき。</p>	<p>再意見7</p> <p>● 左記の意見のとおり、NTT東・西はスケジュールが遅れた理由や変更後のスケジュール等について改めて研究会で説明するとともに、総務省においても、速やかにNTT東・西から検討状況の聴取を行い適正性に関する検証を進めるべき。</p> <p>■ 2019年度より、架空光ケーブルは15年から20年に、地下光ケーブルは21年から28年に、海底光ケーブルは13年から21年に見直した。今後、当該見直しの接続料への反映に向けた対応を進めていく考え。</p>	<p>考え方7</p>	
<p>○ 加入光ファイバの接続料算定に用いる耐用年数について、接続料の算定に関する研究会（以下「研究会」といいます。）第一次報告書（平成29年9月）において「7つの関数の個々についてこれを用いることの妥当性、また、これら全てを推計に用い、そのどれかの推計結果の範囲内に収まっていれば耐用年数を見直す必要がないとすることの妥当性のいずれについても、十分説明がなされているとは言えない」ことが指摘され、「経済的耐用年数の適正な推計方法について更に十分検討を行い、設備の使用実態に合わせて、耐用年数の見直しに向けて早期に対応する必要がある。」との考えが示されました。その後、研究会第11回会合（2018年1月23日）においてNTT東西殿から、2018年度第4四半期までに見直し</p>	<p>○ 光ファイバの耐用年数の見直しについては、接続料の算定に関する研究会（以下、「研究会」という。）第二次報告書（以下「第二次報告書」という。）の考え方で示されている通り、平成30年又は平成31年早期には結論を出していく必要があることから、以後の研究会においてもフォローアップが進められてきました。</p> <p>しかしながら、NTT東・西の検討結果は、「検討の結果、光ファイバの耐用年数の見直しが必要と判断すれば、早ければ2019年度からの見直しも含めて検討していく考え」との説明に留まり(*3)、第二次報告書のとりまとめ時点から変わることなく、むしろ、検討のスケジュールは遅れているように見受けられることから、左記の意見にもあ</p>	<p>○ NTT東西からの再意見で表明されたように、加入光ファイバの耐用年数が延長され令和元年度から適用されるとの対応がなされたところであり、加入光ファイバ接続料等の一層の適正化が実現する見込みであることから、これを評価します。</p> <p>○ 耐用年数変更の影響を受ける令和元年度適用接続料の再申請が速</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>をする場合には何年とするかを判断し、また早ければ 2019 年度からの見直しを含め検討する考えが示されました。</p> <p>しかしながら、研究会第 17 回会合(2018 年 12 月 19 日)における事務局資料において「2019 年度の早い時期までに改めて検討に関する状況について聴取することが適当」と記載され、スケジュールが遅れたように見受けられますが、NTT 東西殿からは遅れた理由や、見直し時期を含む変更後のスケジュールについて説明がない状況です。</p> <p>つきましては、NTT 東西殿はスケジュールが遅れた理由や変更後のスケジュール等について改めて説明することに加え、第 15 回研究会(2018 年 11 月 1 日)の非公開会合にて FY17 年度末のデータを用いた推計結果が示された以降は議論がないことから、速やかに研究会等の場で検討状況の聴取を行い適正性に関する検証を進めるべきであると考えます。(ソフトバンク)</p>	<p>るとおり、NTT 東・西はスケジュールが遅れた理由や変更後のスケジュール等について改めて研究会で説明するとともに、総務省においても、速やかに NTT 東・西から検討状況の聴取を行い適正性に関する検証を進めるべきであると考えます。</p> <p>*3: 接続料の算定に関する研究会 第17回(2018年12月19日) 総務省資料 『接続料の算定に関する研究会 平成30年(2018年)9月以降の検討状況』(案) (KDDI)</p> <p>○ 光ファイバの耐用年数について、財務会計上の観点から、「材質・構造・用途・使用上の環境」、「技術の革新」、「経済的事情の変化による陳腐化の危険の程度」等の最新の市場動向を踏まえ、今後の陳腐化リスクの変動要素等を総合的に勘案した結果、2019年度より、架空光ケーブルは15年から20年に、地下光ケーブルは21年から28年に、海底光ケーブルは13年から21年に見直しました。</p> <p>今後、当該見直しの接続料への反映に向けた対応を進めていく考えです。 (NTT 東日本・西日本)</p>	<p>やかに行われることが適当と考えられるとともに、再申請があった暁には、できる限り早期に認可を行うことが適当と考えます。</p>	
<p>意見 8</p> <p>● 加入光ファイバの接続料算定に用いるレートベースについて、当面利用見込みのない設備を速やかに特定のうえレートベースから除外し、今後の利用見込みを踏まえ適切な時期から改めて組み入れるべき。</p>	<p>再意見 8</p> <p>●■ 設備構築事業者は、投資コストの一部が回収できなくなり、投資インセンティブを大きく損なうこと、芯線数の少ないケーブルを需要発生都度、繰り返し敷設すると非効率的な設備構築となることから左記意見に反対。</p>	<p>考え方 8</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>○ 加入光ファイバの接続料算定に用いるレートベースについて、研究会第二次報告書（2018年10月2日）において「レートベースの算定に用いる正味固定資産価額も事業全体の真実かつ有効な資産のものに限定されることが適切」と明記されています。</p> <p>また、現在NTT東西殿は、光ファイバケーブルにおける未利用芯線（NTT東日本殿41.2%、NTT西日本殿45.4%（※））についてもレートベースに計上し、報酬として接続料に反映し各事業者より回収を行っている状況です。</p> <p>本件については、研究会における検討を早急に進める必要がありますが、少なくとも報酬の算定において当面利用見込みのない設備を速やかに特定のうえレートベースから除外し、今後の利用見込みを踏まえ適切な時期から改めて組み入れるべきであると考えます。</p> <p>（※）第16回研究会（2018年11月30日）のNTT東西殿資料に基づき算出。 （ソフトバンク）</p>	<p>○ 設備構築事業者は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ お客様要望への迅速な対応 ・ 障害等不測の事態にも安定したサービス提供ができるよう、短期的な需要だけでなく、将来需要も想定した上で、適切な規模で設備構築を行っています。 <p>設備構築事業者は、その投資に係るすべてのコスト（設備コスト以外に資金調達コストなど付随して発生するコストを含む）を回収してゆく必要がありますが、今回ソフトバンク殿から提案された内容は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設備コストは、使用の状況に関わらず全額対象とするもの ・ 報酬（資金調達コスト等）は、算定期間内に利用見込みのない設備を除外して算定するものであり、整合性に欠け、合理的な考え方とは言えません。 <p>仮に、この提案を採用しますと、設備構築事業者は、投資コストの一部が回収できなくなり、投資インセンティブを大きく損なうものとなります。これは、投資リスクを一方向的に設備構築事業者に押し付けるものでしかなく、結果として、「設備を自ら構築するよりも借りたほうが得」となり、設備構築事業者と設備利用事業者との競争関係を大きく歪めるものとなります。</p> <p>したがって、ソフトバンク殿から提案された「少なくとも報酬の算定において当面利用見込みのない設備を速やかに特定のうえレー トベー</p>	<p>○ 本件認可申請との関係では、「最適なケーブルを選定し効率的な設備構築を実施」しているというNTT東西の説明に整合しない情報は少なくとも現時点では乏しく、未利用芯線を考慮せずに原価を予測・算定するという現行の方法は、一定の合理性があるものと考えます。</p> <p>○ 一方で、仮に過去の投資判断が基本的には合理的であったという想定に立つのであれば、どのケーブルも、現在は芯線利用率が低いように見えたとしても、基本的には、少なくとも経済的耐用年数が経過するまでには、より小容量のケーブルでは対応できない需要を収容するに至るはずと考えられるので、今後、未利用芯線の状況を勘案して需要の予測の合理性を高めていく取組が求められるもの</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>スから除外し、今後の利用見込みを踏まえ適切な時期から改めて組み入れるべきである」との意見は、採用すべきでないと考えます。 (STNet)</p> <p>○ 2030年頃の通信ネットワークを見据えると、光ファイバ網には一層の高度化・信頼度向上が求められ、またネットワークダイバーシティによる通信インフラの強靱化も必要であることから、引き続き事業者間の設備競争を促進することは競争政策上の極めて重要な課題であると考えます。</p> <p>この点、仮にソフトバンク殿が主張している「未利用芯線をレートベースから除外する」案を実施した場合、自己設置事業者は未利用芯線（先行投資）を含めた資本コストを負担する一方、接続事業者はそれを含まない資本コストで設備を借りることになり、自己設置事業者と接続事業者との間で競争上の不公平が生じます。このような「自ら作るよりも借りる方が有利」となる見直しは、競争環境に歪みを生じ、設備競争を衰退させるものと考えます。</p> <p>弊社の光ファイバケーブルの未利用芯線は、新規ユーザへのサービス提供開始の迅速化や、道路工事等による電柱・光ケーブル移設工事や大規模災害発生時に迂回ルートを構築するために日々活用されているものであり、自己設置事業者が迅速・柔軟かつ高品質なサービスを提供・維持するために不可欠な資産です。</p> <p>また、光ファイバケーブルの設備コストそれ自体よりも空芯不足により追い張りが発生した場合の工事費の方が高額であることから、能率的な</p>	<p>と考えます。</p> <p>○ なお、NTT東日本・西日本以外の設備構築事業者（本考え方において単に「設備構築事業者」といいます。）からの懸念を示すご意見については、主に、NTT東日本・西日本の光ファイバ接続料の低廉化が、FTTH小売市場における設備構築事業者と設備利用事業者との間の競争の状況に影響を与えるであろう旨を指摘されているものとして承りたいと考えます。</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>経営を目指す自己設置事業者は芯線利用率の向上のみを目指すのではなく、工事費を含めた設備構築・運用コスト全体の抑制を目指して設備を構築することになります。</p> <p>(オプテージ)</p> <p>○ 光ファイバケーブルの敷設は、芯線数の少ないケーブルを需要発生都度、繰り返し敷設することよりも、芯線数の多いケーブルを将来需要や故障対応等を予め見積もった上で敷設の方が効率的な投資となることから、当社は工事の頻度・内容による費用の発生状況や物理的な制約を踏まえつつ、最適なケーブルを選定し効率的な設備構築を実施しています。</p> <p>ご指摘いただいたような仕組みの導入は、上記のとおり、かえってコストの増加を招くことから、実施すべきでないと考えます。</p> <p>仮にこのような制度を導入した場合には、現時点での芯線使用率のみを高めることになり、将来を見据えた光基盤構築に向けた設備投資が停滞し、ユーザへの即応や今後の5Gへの対応等、将来を見据えた光基盤構築に多大な影響が生じるものと考えます。また、ブロードバンドサービスやモバイルの競争が進展している中、加入光ファイバの需要を正確に見通すことは困難な状況下において、そのリスクを一方的に設備構築事業者に押し付けることとなり、設備構築事業者のインセンティブを著しく阻害するものと考えます。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>		

(3) 令和元年度の次世代ネットワークに係る接続料改定等

■ : NTT 東日本・西日本からの意見 ● : NTT 東日本・西日本以外の事業者・団体からの意見 ▲ : 個人からの意見

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見 9</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 一層NGNが利用しやすいものとなっていくために、NGNを利用した音声サービスの提供のあり方等についても議論や必要な取り組みをしていただくことを希望。 ● 光コラボレーション(卸)とQoSが一体的に、円滑に利用できるよう、議論・検討することを希望。 	—	考え方 9	
<ul style="list-style-type: none"> ○ IP ネットワークの特性を活かし、効率的かつ支障なく利用される環境は、日本の通信サービスの発展に不可欠な要素です。特に NGN 上の QoS は、電話(通話)だけでなく様々な通信において活用できるものであり、利用が広がっていくことも想定されます。今後も一層 NGN が利用しやすいものとなっていくために、NGN を利用した音声サービスの提供のあり方等についても議論や必要な取り組みをしていただくことを希望します。 (日本ユニファイド通信事業者協会) ○ また、QoS の利用にあたって、光コラボレーションとの組み合わせが現実的に必須である現状において、光コラボレーション(卸)と QoS が一体的に、円滑に利用できるよう、議論・検討いただきたいと考えます。 (日本ユニファイド通信事業者協会) 	—	<ul style="list-style-type: none"> ○ 優先パケット関係機能を含め NGN の円滑な利用が行われることは重要であり、総務省においては、引き続き、第一種指定電気通信設備が多様な事業者に適正・公平・透明な料金・条件で開放されるよう、取り組んでいくことが適当と考えます。 	無
<p>意見 10</p> <ul style="list-style-type: none"> ● マルチキャスト方式のトラヒックの実態を把握するサンプル調査を実施し、その結果を接続料算定に用いるトラヒックに反映させたことは適切。今後、毎年度、マルチキャスト方式のトラヒック実態を調査し、 	<p>再意見 10</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 左記意見に賛同。マルチキャストトラヒックについては、実態と乖離した不適正なものとなっていないかを検証するため、毎年度そのトラヒック実態を調査、情報開示したうえで接続料 	考え方 10	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>接続料算定に用いるトラヒックに反映させることが必要。</p>	<p>算定にもちいるトラヒックへと反映すべき。 ■ 左記意見のとおり、毎年度、今回の検討において実施した方法と同様のサンプル調査を実施し、マルチキャストトラヒックを適切に接続料算定に反映する考え。</p>		
<p>○ マルチキャスト方式は、放送の再送信等のトラヒックが中継ルータ等の下部ポートでパケットが複製されて各收容ルータに配信される仕組みであるため、これまでのトラヒック測定ポイントである SNI 收容ルータの測定だけでは、中継ルータや伝送路（中継ルータ～收容ルータ）におけるトラヒックを精緻に把握することができない、という問題がありました。</p> <p>今回、この問題を是正するため、NTT 東・西においてマルチキャスト方式のトラヒックの実態を把握するサンプル調査を実施し、その結果を接続料算定に用いるトラヒックに反映させたことは適切であると考えます。</p> <p>なお、今後、放送の再送信等を利用する利用者数の増減や中継ルータ・收容ルータの増減設等があった場合には、中継ルータ等の下部ポートで複製されるパケットが増減し、各中継ルータ・收容ルータに配信されるトラヒックも増減することから、SNI 收容ルータを通過するトラヒックと、中継ルータ、伝送路（中継ルータ～收容ルータ）を通過するトラヒックの比率が変化することも想定されます。</p> <p>当該トラヒックの変化は、NGN における各機能の接続料算定に大きな影響を与えることから、毎年度、マルチキャスト方式のトラヒック実態を調査し、接続料算定に用いるトラヒックに反映させることが必要であると考えます。 (KDDI 株式会社)</p>	<p>○ KDDI 株式会社殿の意見に賛同いたします。</p> <p>接続料金算定において接続料原価を除するトラヒックは接続料金算定で影響の大きな要因であり、その適正性は接続料金の適正性に直結します。</p> <p>したが、マルチキャストトラヒックについては、実態と乖離した不適正なものとなっていないかを検証するため、毎年度そのトラヒック実態を調査、情報開示したうえで接続料算定にもちいるトラヒックへと反映すべきと考えます。 (ソフトバンク)</p> <p>○ KDDI 殿のご意見のとおり、当社としても、毎年度、今回の検討において実施した方法と同様のサンプル調査を実施し、マルチキャストトラヒックを適切に接続料算定に反映する考えです。 (NTT 東日本・西日本)</p>	<p>○ NTT 東西が再意見において表明するように、例年の認可申請の都度、マルチキャストトラヒックの数値を最新のものに更新し、接続料算定に反映することが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>○ 今回行われたトラヒック把握の精緻化及びQoS制御係数の採用については、コスト配賦の適正性を向上させる一定の効果があったものと考えます。 (ソフトバンク)</p>			
<p>意見 1 1</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 今回算定に用いられた手法は、一定の合理性は有しているが、市場環境の変化等に応じて適宜見直しが行われるべき。毎年度、認可申請の際に総務省において、NTT東・西から実際のネットワークの品質管理基準等を聴取した上で、大きな変更がないかどうか等について確認を希望。 ● 今後のコストドライバの見直しの際に参考になることから、「コストドライバの適用の考え方及び適用範囲」及び「新係数とQoS換算係数との関係」については、認可にあたって、その考え方等を明確にしておく必要がある 	<p>再意見 1 1</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市場環境の変化等から、NTT東・西のネットワークの品質管理基準等に大きな変更が生じた場合は、適宜見直しが行われるべき。 ● NTT東西においては、認可時申請の際には、算定に用いられた考え方と最新のネットワーク品質管理基準を説明すべき。 ■ 数理的に求められたQoSクラス別の設備量は、帯域に起因してコストが変動する中継ルータ・伝送路の設備量であることから、本係数の適用範囲は、中継ルータ・伝送路とすることが適当。 ■ 今後、環境の変化に伴い係数の算出方法が適切でないと考えられる場合には、改めてコストドライバの見直しについて検討。 	<p>考え方 1 1</p>	
<p>○ 今回、品質クラス別に共用設備費用を配賦する際の重み付けに用いるために、新たに「QoS制御係数（以下、「新係数）」が導入され、適用範囲は中継ルータと伝送路の共用設備費用とされています。 新係数の検討が行われた『NGNコストドライバの見直しに関するワーキンググループ』（以下、「本WG）」では、今後の検討事項等（※1）として、「新係数がどの範囲の設備費用に適用されるべきか」という論点（適用範囲）と、現行の「QoS換算係数」と重ねて適用することの是非及び重ねて適用する場合のその方法と</p>	<p>○ 市場環境の変化等から、NTT東・西のネットワークの品質管理基準等に大きな変更が生じた場合は、コストドライバの見直しについても検討すべきだと考えます。 また、見直し是非の判断を行うためには、今回の接続料認可にあたって、QoS制御係数適用の考え方を明確にしておくとともに、毎年度認可申請の際に総務省においてNTT東・西から実際のネットワーク品質管理基準等を聴取した上で大きな変更がないかどうか等確認いただくことを</p>	<p>○ 「QoS制御係数」の適用範囲に関してNTT東西から示された考え方「数理的に求められたQoSクラス別の設備量（必要帯域）は、帯域に起因してコストが変動する中継ルータ・伝送路の設備量であることから、本係</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>いう論点（QoS 換算係数との関係）については、多様な意見が示され、限られた関係者で結論を得るより、研究会合等よりオープンな場での継続検討を行うことが適当ではないか。」との考え方が示され、いずれの考え方も算定方法として取り得る可能性が残っていたところ。</p> <p>本WGで出された意見を大別すると、細かい違いはあるものの、概ね以下の2つの考え方に集約されます。</p> <p>① 採用するコストドライバの考え方を踏まえ、適用範囲を整理</p> <p>採用するコストドライバの考え方に基づいてコストドライバの適用範囲も整理する考え方。今回のコストドライバは、ある品質クラスのトラヒックが増加した際、品質クラス毎に現在の品質（遅延時間）を維持するために必要な設備量（出力帯域）が異なることに着目し、その差を品質クラス別のコスト配賦の重み付けとするものであることから、出力帯域に基づいて増減する設備（中継ルータや伝送路）に適用するという整理。</p> <p>② 採用するコストドライバの考え方とは切り離し、機能に着目して適用範囲を整理</p> <p>中継ルータと伝送路の共用設備費用について、大きく、優先制御機能に係るコスト配賦と、帯域制御機能に係るコスト配賦の2つに分けて、それぞれに適切なコストドライバを採用するという考え方。今回の新係数は、優先制御に基づく品質クラス別のコスト配賦の重み付けであるため、優先制御を主とする中継ルータに適用（ただし、帯域制御のコストドライバであるQoS換算係数は重畳適用しない）し、帯域制御を主とする伝送路には、従来のQoS換算係数を適用するとい</p>	<p>希望いたします。 （KDDI）</p> <p>○ KDDI殿意見に賛同いたします。QoS制御係数の適用範囲及びQoS換算係数との関係については、今回算定に用いられた手法以外にもそれぞれ一定の合理性を有する多様な提案がなされており、その評価については今後の課題として整理されていることから、適宜見直しが行われるべきです。</p> <p>その際に参考材料となるのは、算定に用いられた考え方と最新のネットワーク品質管理基準であり、NTT東西殿においては認可時申請の際には都度これらを説明いただくべきと考えます。 （ソフトバンク）</p> <p>○ 本係数は、優先制御に係るQoSクラス別の物理的なコストの把握が困難であることや、透明性の高い係数を設定する観点から、トラヒックが増加した場合において、全てのQoSクラスの遅延時間が解消する必要設備量（必要帯域）に着目し、待ち行列理論に基づく数式を用いて数理的にQoSクラス別の必要設備量（必要帯域）を求め、当該設備量の比率を係数化したものです。数理的に求められたQoSクラス別の設備量（必要帯域）は、帯域に起因してコストが変動する中継ルータ・伝送路の設備量であることから、本係数の適用範囲は、中継ルータ・伝送路とすることが適当であると考えます。</p> <p>なお、当社としては、今回のコストドライバの見直しを踏まえ、当面の間、当該算出方法を用いる考えですが、今後、環境の変化に伴い係数の算</p>	<p>数の適用範囲は、中継ルータ・伝送路とすることが適当」は、一定の合理性があるものと考えます。また、「QoS制御係数」と「QoS換算係数」との関係については、両者が性質を異にすることから、あらかじめ後者を反映したトラヒック値を用いて前者を計算するという申請内容所定の方法に、一定の合理性があるものと考えます。</p> <p>○ 一方で、「市場環境の変化等から、NTT東・西のネットワークの品質管理基準等に大きな変更が生じた場合は、コストドライバの見直しについても検討すべき」とのKDDI等からの再意見についても、一定の合理性が認められるところであり、今後の例年の認可申請に当たっては、算定方法に影響を与える環境の変化の有無につ</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>う整理。</p> <p>当社は、本WGにおいて、前者の考え方に立ち、また、コストドライバの適用範囲もより実際の設備構成を踏まえて詳細に検討すべきであることから、出力帯域の増減との連動性の高い設備である中継ルータ及び伝送装置のインタフェースに限って新係数を適用すべきとの考え方を提示しております。</p> <p>一方で、上記①②の考え方は、いずれも一定の合理性は有していると考えられること、また、適用範囲を細かく見るのか大まかに見るのかは、作業負荷とその効果を踏まえた決めの問題であるとも考えられますが、今回、NTT 東・西の認可申請通りに採用するにしても、意見募集を経て修正されるにしても、どういう考え方に基いて新係数を採用（または修正）したのかを明確にしておくことで、今後のコストドライバの見直しの際にも当該考え方が参考になることから、「コストドライバの適用の考え方及び適用範囲」及び「新係数と QoS 換算係数との関係」については、認可にあたって、その考え方等を明確にしておく必要があると考えます。</p> <p>※1: 接続料の算定に関する研究会（第19回） 資料19-1『接続料の算定に関する研究会 NGN コストドライバの見直しに関するワーキンググループにおける検討の結果』（KDDI 株式会社）</p> <p>○ また、本WGにおける検討の結果として、「新係数は、実際のネットワークの品質管理基準を算定に用いることが困難という前提を置いて検討した結</p>	<p>出方法が適切でないと考えられる場合には、改めてコストドライバの見直しについて検討する考えです。</p> <p>（NTT 東日本・西日本）</p>	<p>いてNTT 東西から総務省に説明する等の対応が行われることが適当と考えます。</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>果であり、当該前提が変わることがあれば、当然に再検討の余地が生じる」との考え方が示されたとおり、市場環境の変化等から、ネットワークの品質管理基準等に大きな変更が生じた場合は、コストドライバの見直しについても検討すべきだと考えます。</p> <p>加えて、実際のネットワークの品質管理とコスト配賦に用いるモデルに大きな乖離が生じるのであれば、コストドライバとして適切ではないため、毎年度、認可申請の際に総務省において、NTT東・西から実際のネットワークの品質管理基準等を聴取した上で、大きな変更がないかどうか等について確認いただくことを希望いたします。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ QoS制御係数の適用範囲については、今回算定に用いられた手法以外にも多様な提案がなされており、どれも否定される内容ではないことから、市場環境の変化等に応じて適宜見直しが行われるべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク)</p>			
<p>意見 1 2</p> <p>● コスト削減の詳細の情報開示を希望。</p>	<p>再意見 1 2</p> <p>■ コスト削減の取組み内容の詳細は業務運営に係る情報であるため、一律に開示することは困難だが、事業者説明会等において、算定根拠等を用いて丁寧に説明を実施していく考え。</p>	<p>考え方 1 2</p>	
<p>○ なお、今回の接続料算定にあたっては「保守業務等の内製化やシステム化の推進」が行われており、これがコスト削減に寄与している旨が報告されていますが、NTT 東西殿による詳細な情報開示がなされることで接続事業者によって検証が可能となり、相互理解が</p>	<p>○ コスト削減の取組み内容の詳細は当社の業務運営に係る情報であるため、一律に開示することは困難ですが、事業者説明会等において、算定根拠等を用いて丁寧に説明を実施していく考えです。</p>	<p>○ 相互理解の促進のため、説明会等においてできる限り多くの情報開示が行われることを期待します。</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>深まると考えます。 (ソフトバンク)</p>	<p>(NTT東日本・西日本)</p>		
<p>意見13</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ひかり電話の接続料については、マイグレーションの進展などの環境変化もあるため、算定方式(将来原価方式)の見直しには慎重な検討が必要。 	<p>再意見13</p> <ul style="list-style-type: none"> ● NGN全体としては今後もトラヒックの増加傾向が維持されることに加え、PSTNマイグレーションにより費用や需要の変動も大きくなることが想定されるため、算定方式の見直しには慎重な議論が必要。 	<p>考え方13</p>	
<p>○ ひかり電話の接続料(IGS接続機能)については、通信時間・通信回数が減少傾向にあり将来原価方式による接続料算定の継続について課題があるかもしれないとの議論がなされています。しかしながら、近年はPSTNからIP網へのマイグレーションの進展などの環境変化もあり短期間で接続料の変動が激しいサービスも見受けられるところ、マイグレーションの完了までの間は費用や需要の変動が大きくなることも想定されるため、算定方式の見直しには慎重な検討が必要です。 (ソフトバンク)</p>	<p>○ NGNではひかり電話だけでなく、インターネット接続、映像配信、放送の再送信等のサービスが提供されています。インターネットトラヒックは依然として増加傾向(*4)にあること、また、今後4K・8K放送のIP再送信等によるマルチキャストトラヒックの増加も見込まれることから、NGN全体としては今後もトラヒックの増加傾向が維持されるものと思われます。</p> <p>加えて、左記意見のとおり、PSTNマイグレーションが完了するまでの間は、不確定要素も多く、費用や需要の変動が大きくなることが想定されるため、算定方式の見直しには慎重な議論が必要であると考えます。</p> <p>*4：接続料の算定に関する研究会 第20回(2019年4月24日)NTT東西資料より(KDDI)</p>	<p>○ 通信時間等が減少傾向にあることを踏まえたIGS接続関係の接続料算定方式の在り方については、次回の例年の認可申請に向けて、必要に応じ検討されることが適切と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見14</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 現行の需要予測については、認可申請時予測値が実績値に比べて小さくなる傾向が続いている。需要予測について小さく見積もり過ぎていないか等、現行の算定方法について改善できる点がないか検討することが必要。 	<p>再意見14</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 接続料金の算定における予測値と実態に継続的に乖離が発生し続けている状態であれば、その乖離を解消するための取り組みが行われるべき。 ■ ひかり電話通話トラヒックが減少傾向にある 	<p>考え方14</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>実態や、申請概要資料において「(中略) 予測実績間の関係の推移状況を注視することが重要である」との指摘があること等を踏まえ、今後、予測方法の変更や算定方式の見直しについて検討していく考え</p>		
<p>○ 現行の需要予測については、一定の考え方に基づく根拠を有しているものの、過去5年間の通信回数・通信時間について認可申請時予測と実績を比べると、認可申請時予測が毎年度数%程度(例:5ヶ年度平均で5.0%~6.7%(通信回数の場合))小さく予測される傾向が続いています。</p> <p>これは、調整額が0である将来原価方式においては、実収入が実費用を上回る傾向が続いていることを意味していることから、需要予測について小さく見積もり過ぎていないか等、現行の算定方法について改善できる点がないか検討することが必要だと考えます。</p> <p>具体的には、現行の需要予測は、「通信量からみた我が国の音声通信利用状況」(総務省公表)の固定電話(加入電話・公衆電話・ISDN)とIP電話合算の発着に関わるトラヒック及び稼働施設数から算出しておりますが、固定電話(加入電話・公衆電話・ISDN)の需要減少が影響し、結果として、算出されるトラヒック予測が実績よりも小さくなる傾向があることから、本需要予測がひかり電話(IP電話)の需要予測であることを鑑み、固定電話(加入電話・公衆電話・ISDN)とIP電話合算の値を用いるのではなく、IP電話の発着に関わるトラヒック及び稼働施設数のみから算出し、再申請すべきと考えます(当社試算だと、過去5ヶ年度分について約4~5%程度改善することを確認)。</p>	<p>○ KDDI殿意見に賛同いたします。接続料金の算定における予測値は実態との乖離が極力抑えられていることが望ましく、継続的に乖離が発生し続けている状態であれば、その乖離を解消するための取り組みが行われるべきであると考えます。</p> <p>NGN接続料算定に用いられる需要及び原価の予測実績推移において、2015年までは改善されてきた実績と算定に用いるトラヒックの乖離が再度確認されていることから、KDDI殿が指摘されている見直しを行い乖離率の改善状況を検証したうえで、乖離率の改善に資すると評価されるのであれば、不適正な状況を早急に改善すべく、NTT東西殿においては接続料を再計算のうえ、認可の再申請を行うことが適当と考えます。(ソフトバンク)</p> <p>○ ひかり電話通話トラヒックの予測にあたっては、通話トラヒック総量の傾向ではなく、ひかり電話発着信の対地別の契約者数の変動と、1ユーザあたりトラヒックの変動をそれぞれ反映しています。1ユーザあたりトラヒックの変動は、固定電話(加入電話・公衆電話・ISDN)(以下、PSTN)ユーザがひかり電話へ移行する実態も反映するため、PSTNを含めて算定しています。</p>	<p>○ 来年度以降の接続料算定におけるIGS接続に係る需要の予測方法については、その合理性をより高めていくため、まずはNTT東西において十分検討されることが適当と考えます。</p> <p>○ なお、算定方式(将来原価方式)の見直しの可能性については、考え方13を参照。</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無																													
<p><需要予測に係る集計対象></p> <table border="1" data-bbox="228 284 846 507"> <thead> <tr> <th colspan="2">現行算定</th> <th rowspan="2">当社提案</th> </tr> <tr> <th>発信</th> <th>着信</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定電話 (加入・公衆電話・ISDN)</td> <td>固定電話 (加入・公衆電話・ISDN)</td> <td>(集計対象外)</td> </tr> <tr> <td>固定電話 (加入・公衆電話・ISDN)</td> <td>IP電話</td> <td>集計対象</td> </tr> <tr> <td>IP電話</td> <td>固定電話 (加入・公衆電話・ISDN)</td> <td>集計対象</td> </tr> <tr> <td>IP電話</td> <td>IP電話</td> <td>集計対象</td> </tr> <tr> <td>固定電話 (加入・公衆電話・ISDN)</td> <td>携帯・PHS</td> <td>(集計対象外)</td> </tr> <tr> <td>IP電話</td> <td></td> <td>集計対象</td> </tr> <tr> <td>携帯・PHS</td> <td>固定電話 (加入・公衆電話・ISDN)</td> <td>(集計対象外)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>IP電話</td> <td>集計対象</td> </tr> </tbody> </table> <p>(KDDI株式会社)</p>	現行算定		当社提案	発信	着信	固定電話 (加入・公衆電話・ISDN)	固定電話 (加入・公衆電話・ISDN)	(集計対象外)	固定電話 (加入・公衆電話・ISDN)	IP電話	集計対象	IP電話	固定電話 (加入・公衆電話・ISDN)	集計対象	IP電話	IP電話	集計対象	固定電話 (加入・公衆電話・ISDN)	携帯・PHS	(集計対象外)	IP電話		集計対象	携帯・PHS	固定電話 (加入・公衆電話・ISDN)	(集計対象外)		IP電話	集計対象	<p>KDDI殿の試算方法は当社では分かりかねますが、当社としては、ひかり電話通話トラヒックが減少傾向にある実態や、申請概要資料において「NGN接続料は接続料規則の規定により（3条許可を受けない限り）調整額が0であるため、(中略) 予測実績間の関係の推移状況を注視することが重要である」との指摘があること等を踏まえ、今後、予測方法の変更や算定方式の見直しについて検討していく考えです。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>		
現行算定		当社提案																														
発信	着信																															
固定電話 (加入・公衆電話・ISDN)	固定電話 (加入・公衆電話・ISDN)	(集計対象外)																														
固定電話 (加入・公衆電話・ISDN)	IP電話	集計対象																														
IP電話	固定電話 (加入・公衆電話・ISDN)	集計対象																														
IP電話	IP電話	集計対象																														
固定電話 (加入・公衆電話・ISDN)	携帯・PHS	(集計対象外)																														
IP電話		集計対象																														
携帯・PHS	固定電話 (加入・公衆電話・ISDN)	(集計対象外)																														
	IP電話	集計対象																														
<p>意見15</p> <p>● 網機能提供計画制度見直しに関する改定内容に賛同。</p>	-	考え方15																														
<p>○ 本改定は、電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令（平成31年度総務省令第15号）に適合し、円滑な接続等が確保されるための内容であることから、改定内容に賛同いたします。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>	-	○ 円滑な接続及び公正競争環境確保のため、接続に関する情報はできる限り広く共有されるべきであると考えます。	無																													
<p>意見16</p> <p>● 本変更案により、インタフェース部分にあたる費用を負担する従来からの費用負担のルールから逸脱する網改造料の設定が行われる余地を生じるおそれがあるため反対。</p>	<p>再意見16</p> <p>● 消費者に対するサービス区間や標準的品質の考え方を一方的に変更してくる可能性があり、左記意見に賛同。</p> <p>■ インタフェースパッケージ部分が物理的に独立していない実態に即した形に変更するために「相当」の文言を追加。算定の方法も変わらず、当社の恣意的な裁量を入り込ませるものではない。</p>	考え方16																														
<p>○ 今回の変更案では、PPPoE方式の網終端装置（以下、「NTE」といいます。）の機能を「インタフェースを付与する機能」から「インタフェース『相当』を付与す</p>	<p>※ Editnetの再意見のみに記載されている事項は、二重下線を付して、記載しています（以下の再意見において同じ。）。</p>	○ PPPoE網終端装置においてインタフェースパッケージ部分が最早	無																													

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>る機能」と変更することとされています。これは、従来の規定に比べて NTT 東西の恣意的な裁量が入り込む余地を生じるおそれがあります。</p> <p>NTT 東日本において、C-20 型および C-50 型 NTE において法令や接続約款の規定に抵触する接続料を取得していたことが明らかになり、他事業者・事業者団体からの指摘を契機に総務省が行政指導（平成 30 年（2018 年）12 月 18 日付総基料 270 号）を行ったのと概ね同時期に本件変更申請に及んだことから、この懸念は適切に解消していただく必要があります。</p> <p>ISP 事業者が NTE のインタフェース部分にあたる費用を負担し、残りは NTT 東西が負担することは従来から変わらないルールですが、ここに「相当」の文言を入れることで、C-20 型や C-50 型のような、本来の費用負担のルールから外れる網改造料の設定が行われることになれば本末転倒です。</p> <p>少なくとも、同じ機器であれば同じ接続料となる現在の制度は維持すべきで、ここに利用者数に応じて利用部門との配賦割合を変えることが可能と読めるような規定を設けるべきではありません。</p> <p>現行の NTE では、インタフェースパッケージが本体と一体になっていることが本改定の理由と思いますが、それは機種によって異なるものですし、設備と機能は従来から必ずしも一致するものではないので、現在の規定のまま、引き続き公正妥当な配賦をすることで十分です。</p> <p>NGN の設備は NTT 東西が利用者から回収する料金でまかない、ISP 事業者は NTE のインタフェース部分からユーザ側の区間の費用を負担するというルールを一方的に変更するようなことは、NTT 東西による優越的地位の濫用に他ならないため反対です。</p>	<p>○ <u>JAIPAの意見</u>に賛同します。NTT東西が従来から、十分な台数のNTEの増設に応じず、D型NTEやC-20型NTEのような方法でISP事業者に費用負担の付け回しを行ってきたことからすれば、今後も消費者に対するサービス区間を一方的に変更する懸念があることからそれを明確に解消されるべきです。 (Editnet、JAIPA)</p> <p>○ 本接続約款変更は、現行装置がPPP○E接続の提供開始当初の装置と異なり、インタフェースパッケージ部分が物理的に独立しておらず、実態に即した形に変更するために「相当」の文言を追加するものであり、算定の方法も変わらず、当社の恣意的な裁量を取り込ませるものではありません。 (NTT東日本・西日本)</p> <p>○ なお、C型を基準としつつも、補完的なメニューとしてC-20型等を提供し、接続事業者の選択肢の一つとして、当該メニューを継続提供することは有益であり、C型とは異なる網改造機能として附則に規定を行うものです。 (NTT東日本)</p> <p>○ JAIPA殿、EditNet殿の意見に賛同します。NTT東西殿が必要なNTEの増設に応じず、D型NTEやC-20型NTEのような方法でISP事業者に費用負担の付け回しを行ってきた経緯を踏まえれば、今後も消費者に対するサービス区間や標準的品質の考え方を</p>	<p>物理的に独立していないという実態に鑑みれば「相当」の文言の追加は必要な措置であると考えられますが、これにより従来の算定の方法を変えることがあってはならず、「占有度」という文言を拡大解釈して接続約款の定めと乖離する運用が行われていた不適切な事例の経験も踏まえ、今後は、透明性を一層向上させるなどして恣意的な運用が行われないよう十分監視することが適当と考えます。(考え方15も参照)</p> <p>○ なお、接続に係る品質に関する論点については、考え方17を参照。</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>(Editnet)</p> <p>○ 今回の変更案では、PPPoE-NTE の機能を「インタフェース『相当』を付与する」とされており、従来の規定に比べて NTT 東西の恣意的な裁量が入り込む余地を生じるおそれがあります。NTT 東日本において C-20 型および C-50 型 NTE の問題が生じたところで規定の変更にと及んだことから、この懸念は適切に解消していただく必要があります。あくまでもインタフェース部分にあたる費用を負担することは従来から変わらないルールです。ここに「相当」の文言を入れることで、C-20 型や C-50 型のような、従来からの費用負担のルールから逸脱する網改造料の設定が行われることになれば本末転倒です。少なくとも、同じ機器については同じ接続料となる現在の制度は維持すべきで、ここに利用者数に応じて利用部門との配賦割合を変えることが可能になるような規定を設けるべきではありません。現在の規定のまま、引き続き公正妥当な配賦をするべきです。NGN の設備は NTT 東西が利用者から回収する料金でまかない、ISP 事業者は NTE のインタフェース部分からユーザ側の区間を負担するというルールを一方的に変更し、強いることは、消費者に対するサービス区間を一方的に変更することであり、かつ接続事業者に対する NTT 東西の優越的地位の乱用に他ならないため反対します。</p> <p>(JAIPA)</p>	<p>一方的に変更してくる可能性があります。総務省殿におかれては上記のようにNTT東西殿のコストを接続事業者が負担させられることがないように、接続で提供される標準的品質の維持も含め十分に監督していただくことを要望します。</p> <p>(ISP12者、IXO)</p>		
<p>意見 17</p> <p>● C-X型は、トラヒックの増加に柔軟に対応できるメニューとして利用されており、これまでと同様の接続条件で継続して提供されるよう適切に接続約款に規定されることを希望。</p>	<p>再意見 17</p> <p>● C型と同額でのC-20型等のNTEの提供を希望。 ● C-20型等のNTEは、C型と同額の接続料により提供されるべき。 ● 時代の流れに見合った新たなメニューの提</p>	<p>考え方 17</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<ul style="list-style-type: none"> ● C型全般の増設基準をC-20型と同一のものにそろえ、C型の接続料で接続事業者との接続に就くことをまずすべきであり、本件の認可には反対。 ● NTT東西は直ちに増設基準をトラフィックベースに変更する必要がある。総務省においては、トラフィックおよび接続約款の規定に見合った増設が可能になるよう、引き続き注視すべき。 	<p>供、既存メニューの増設基準の緩和等が行われることを要望。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 接続事業者からC-20型等のメニューの継続利用のご要望をいただいたことを踏まえ、新たな網改造機能として接続料および接続条件を接続約款に定め、引き続き提供を行う考え。 ■ C型とC-20型等は接続事業者が自由に選択可能であるため、優越的地位の濫用とのご指摘には当たらない。 <ul style="list-style-type: none"> ● トラフィックベースでの設備増強を行うべきという左記意見に賛同。 ■ 今後も、インターネット接続全体の状況等を踏まえ、増加するトラフィックに対応可能となるような見直しの必要性について検討していく考え。ISPとの相互協力が必要。 ■ トラフィック計測について計測時間の見直しの検討を進めているところ。 		
<p>○ トラフィックが網終端装置の上限に達するもののセッション数に基づく増設基準を満たせない場合の対応策が無かったこれまでの経緯から、相互接続事業者である当社の求めていた対応策の結果のひとつがC-X型メニューの提供であると認識しております。</p> <p>エンドユーザーへの品質向上と掛けられる費用の関係を相互接続事業者側で考量することが可能となり、こうしたメニュー追加による選択肢の広がり、相互接続事業者にとって建設的な議論が可能となり、有益であります。</p> <p>網終端装置の増設基準について、今後も一段の見直しをしていただけるよう希望するところではありますが、品質と掛けられる費用に応じて料金変動する</p>	<p>※ JAIPAの再意見のみに記載されている事項は、波線の下線を付して、記載しています（以下の再意見において同じ。）。</p> <p>○ C-20型等のNTEの提供を継続してほしいという点については、フリービット、NGN IPoE協議会、朝日ネット各社の意見に同意賛同します。ただし、<u>C-20型、C-50型（以下「C-20型等」といいます。）</u>はC型と同一の装置であることから、法令および接続約款の規定に基づき、C-20型等の網改造料はC型と同額であるべきです。（EditNet、JAIPA）</p>	<p>○ PPPoE網終端装置の増設に関し、審議会への諮問も経て認可された接続約款の定めと乖離する業務運営がNTT東西において行われていたことは、誠に残念であり、NTT東西において再発防止の徹底が行われることを望みます。</p> <p>○ しかしながら、接続約款において増設基準</p>	無

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>メニューを用意するという考え方は一定の合理性が認められることから、C-X型が今後も提供されるよう希望いたします。 (フリービット)</p> <p>○ 事業者のニーズに基づいて提供されてきた C-X 型メニューについては、これまで、インターネットトラフィック増加に対して柔軟に対応できるメニューとして利用されております。IPoE 方式とは異なり PPPoE では各県単位の POI で接続できることから、その接続においてこうしたメニューの選択肢が存在することは、事業者にとって有益であり、仮に本メニューのような選択肢がなくなれば、増加し続けるトラフィックへの柔軟な対応が困難になるおそれがあり、円滑なインターネット接続に支障をきたしかねないと考えます。 便益とコストとのバランスに応じて料金の変動するとの考え方は合理性があることから、これまでと同様の接続条件で X 型が継続して提供されるよう、適切に接続約款の規定がなされることを希望します。 (NGN IPoE 協議会)</p> <p>○ 本改定では、第一種指定電気通信設備である NGN 中の網終端装置メニューに関し、C-20 型等(※2)について補完的な機能と位置づけ、平成 32 (2020) 年 6 月末日まで、接続申込み及び接続用設備の設置の申込みの受付を実施するものとする、としています。 現状、当社では、トラフィックの混雑状況、増設基準及び網改造料の水準等も踏まえて、C-20 型等のメニューを有効に活用していることから、接続申込及び接続用設備の設置申込みの受付停止後も、C-20 型等と同等の品質メニュー・網改造料負担である代替メニュー</p>	<p>○ 今後もC-20型等と同等の品質メニューである代替メニューの提供、時代の流れに見合った新たなメニューの提供が必要であるという点については、KDDIの意見に賛同します。 <u>ただし</u>、NTEの費用負担については、あくまでも現行の53欄(東日本)51欄(西日本)A欄、すなわちISPに接続するインタフェース部分のみをISP事業者が負担するルールを維持すべきです。また、C-20型等はC型と同じ装置であるため、C-20型等の網改造料はC型と同額にすべきです。そもそも、C-20型はC型と別々のISP識別子を設定できるわけではないため、ユーザをクラス分けして別料金で高品質のサービスを提供する目的で使うこともできません。(この利用方法は、2017年～2018年のD型NTEをめぐる議論の中で、<u>当社が所属するJAIPA</u>や一部のISPが指摘したことにより可能になったものです。) このため、C-20型は特別なサービスのための選択肢として使われていることはなく、本来のサービス水準として一般的な利用者が求めている水準を維持するために使われていることができます。C-20型NTEの利用者は、まさに標準的な利用者なので、そのサービスのためにC-20型のような、本来の費用負担区分と異なるNTEが多数必要になっている状況は、一般消費者の求めるサービスレベルにNTT東西が十分な台数のNTEの増設に応じていないことを示しているといえます。 NTT東日本が総務省に報告したところによると、2018年3月現在、C-20型等のNTEを使っている事業者は48社のうち18社、NTEの台数ベースで</p>	<p>は一義的にはNTT東西において別に定めるとしていることから、仮にC-20型等^{※1}の継続提供を許容する部分の定めを認可しなかった場合、C-20型等に適用されていた緩和された増設基準(閾値)が廃止されるおそれがあり、仮にそうなった場合は、接続事業者からの継続提供を求める意見の状況も踏まえると、少なくとも短期的には、当該増設基準の恩恵を受けてきた接続事業者の利用者の利便性が損なわれることになりかねないと考えます。</p> <p>○ 一方で、今回申請されたC-20型等のメニューは、当該メニューの適用がない場合でも円滑なインターネット接続の見地から適切な対処が行われることを前提として、ISPが追加的、個別専有的に設備を強化させる必要があ</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>一の提供や、時代の流れ（一契約当たりのインターネットトラフィックの増加）に見合った新たなメニューの提供、既存メニューの増設基準の緩和等が行われることを要望いたします。</p> <p>※2：C-20型等：IP通信網終端装置（増設基準を設けるものに限り。）において料金表第1表接続料金第2網改造料1-1（網改造料の対象となる機能）第53欄ア欄によらずにPPPoE接続を行うための機能（KDDI）</p> <p>○ 賛成します。 現行メニューのラインナップにおけるC-20型等はISP事業者にとって喫緊の課題である近年のトラフィック増大による輻輳問題を解決する選択肢の一つであり、当該メニューを利用できなくなることはエンドユーザー品質の低下を引き起こす懸念があるため現在と同じ条件での継続を希望します。 弊社は、トラフィック増大はISP事業者にとって重要かつ継続的な課題であり、今後もNTT東西殿とISP事業者との間で具体的な対策や抜本的な方向性を継続的に協議することが必要だと認識しています。その際には喫緊の課題への対応との両立を目指すべきであり、現存の効果的な選択肢を排除することはエンドユーザー保護の観点からも避けることが望ましいと考えます。 （朝日ネット）</p> <p>○ C-20型およびC-50型を「補完的機能と位置付け」、当面提供するという点についても、本来、PPPoE方式のNTEが従来の「増設基準」で最低限のサ</p>	<p>も全体の3割とのことであり（平成30年（2018年）4月5日付け総合通信基盤局長あて回答文書・東相制第18-00002号）、このことは一般のサービスを提供するために、特殊なNTEが多数使われていることを意味しており、異常な状況であることからNTT東西は直ちに、既存NTEの増設基準の変更（セッションベースからトラフィックベース増設基準への変更）や時代の流れに見合った新メニューの提供（10GbpsのNTEなど）などを行い、本来の費用負担の区分を変えずに利用者が困らない程度のNTEの増設環境にしていくべきです。 （Editnet、JAIPA）</p> <p>○ 現状、トラフィックの混雑状況、増設基準及び網改造料の水準等も踏まえれば、C-20型等のメニューは有効に機能していることから、接続申込及び接続用設備の設置申込みの受付停止後も、C-20型等と同等の品質メニュー・費用負担である代替メニューの提供や、時代の流れ（一契約当たりのインターネットトラフィックの増加）に見合った新たなメニューの提供、既存メニューの増設基準の緩和等が行われることを要望いたします。 （KDDI）</p> <p>○ KDDI殿意見において「時代の流れ（一契約当たりのインターネットトラフィックの増加）に見合った新たなメニューの提供、既存メニューの増設基準の緩和等が行われることを要望する」とされているとおり、接続用設備はトラフィックの増加や技術発展による効率化等の周辺状況、</p>	<p>るときに適用させるものとして網改造料の適用される補完機能として位置付けていると考えられ、またその限りにおいて接続事業者の選択の幅を広げる公正妥当なものであると考えられるところ、万一、この円滑なインターネット接続という前提が将来崩れることがあり、小規模な事業者を含む多くの接続事業者によってC-20型等が必要とされることになれば、接続事業者に負担が一方的に課せられるものとして公正妥当性が失われることになりかねないと考えます。</p> <p>○ したがって、本来のメニューであるC型等※²により円滑なインターネット接続が実現できていることの説明がメニューごとに区分した網終端装置の利用状況などの関連データの提供とともにNTT東西から定期的に行われ</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>ービスを提供できていないという問題を放置するものです。PPPoE方式のNTEは、NTT東西の負担で円滑なインターネット利用を可能にする程度に用意していただく必要があるため（総務省からの行政指導等も踏まえて規定された接続約款25条1項5号）、NTT東西がこれを遵守していれば、接続事業者は本来、C-20型のようなNTEを使う必要はないはずです。最低限のサービスを提供するためにC-20型を設置することが実質的に必須となる状況からすれば、先の行政指導を受けてまずすべきことは、C型全般の「増設基準」をC-20型と同一のものにそろえ、C型の接続料で接続事業者との接続に応じることではないかと考えます。</p> <p>よって本件の認可には反対します。総務省には、C型の接続料（インタフェース部分に対応する費用）をISP事業者が負担することで、ユーザの円滑なインターネット利用のために必要な台数のNTEを設置できるように、NTT東西を指導していくようお願いします。</p> <p>そもそも、NTT東日本は法令および接続約款の規定に違反して、C型と全く同一の装置であるC-20型およびC-50型NTEの網改造料を、C型より高く設定して接続事業者から取得していたことが問題となったのですから、後から接続約款を変更して違法状態を合法にすることは、妥当ではありません。これが前例になってしまうと、接続約款によらないメニューを提供し、それを既成事実化させることで後から認可申請をすることができることになってしまい、接続制度と相容れない結果になってしまいます。この点からも認可に反対します。（Editnet）</p>	<p>事業者からのニーズ等を踏まえ、その状況変化に合ったメニューの設定や基準の見直しが行われることが望ましいため、エンドユーザの利便性を損なわないよう継続的な検討が必要なものと考えます。（ソフトバンク）</p> <p>○ 本接続約款変更案に対して、フリービット殿、NGN I P o E協議会殿、KDD I 殿および朝日ネット殿から「メニュー追加による選択肢の広がりには有益である」という趣旨のご意見があったように、C-20型等（増設基準のセッション数の閾値に応じて、装置全体における按分比率が変動し、接続事業者が負担する料金額が変動するメニュー）をご利用いただいている全ての接続事業者より、継続提供のご要望をいただいていることを踏まえれば、接続事業者にとっての選択肢の一つとして、当該メニューを継続提供することは有益であり、接続料および接続条件を接続約款に定める必要があると考えます。（NTT東日本）</p> <p>○ C-20型等のNTEの継続提供を希望する点については、既存のユーザへの影響を最小限にする観点からも必要であり、フリービット殿、NGN I P o E協議会殿、朝日ネット殿各者の意見に賛同いたします。しかしながら、C-20型NTEはC型NTEと同一の装置（同一原価）であることから、法令の定め通り、C-20型の網改造料は直ちにC型と同一となるべきです。</p>	<p>るよう、総務省から要請を行うことが適当と考えます。（要請）</p> <p>○ 加えて、NGNにおけるトラヒック増加への対応という観点では、総務省によると、本年5月31日にNTT東西から次のような対応方針が表明され、関連の接続約款変更認可申請が6月17日に行われたところのことであり、これにより一定の解決が図られることを期待するとともに、引き続き、各関係者において利用者利便向上のため適切な取組が継続的に行われることを望みたいと考えます。</p> <p>【NTT東西対応方針】</p> <p>(1) ICTの普及を促進し地域活性化を期待されている地域事業者のニーズにお応えすべく、伸び続けるインターネットトラヒックに柔軟に対応可能で、かつ利用しやすい網終端装置</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>○ C-20型およびC-50型を「補完的機能と位置付け」、当面提供するという点についても、本来、PPPoEのNTEが従来の増設基準で最低限のサービスを提供できていないという問題を放置するものです。PPPoEのNTEは、NTT東西の負担で円滑なインターネット利用を可能にする程度に用意していただく必要があるため、接続事業者は本来C-20型のようなNTEを使う必要性がないはずです。C-20型を設置している接続事業者が、最低限のサービスを提供するためにやむを得ず追加負担を受け入れている現状からすれば、今回の総務省の行政指導を受けてなすべきことは、まずC型全般の「増設基準」をC-20と同一のものに揃え、C型の接続料で接続事業者との接続に応じることであると考えます。そもそも、NTT東日本は法令および接続約款の規定に反して、C型と全く同一の装置であるC-20型およびC-50型の網改造料を、C型よりも高く設定して接続事業者から取得していたことが問題になったのであって、違法状態を合法にするために後から接続約款を変更することは、明らかに妥当性を欠いています。NGNの設備はNTT東西が利用者から回収する料金でまかない、ISP事業者はNTEのインタフェース部分からISP側区間を負担するというルールを一方的に変更し、強いることは、消費者に対するサービス区間を一方的に変更することであり、かつ接続事業者に対するNTT東西の優越的地位の濫用に他ならないため反対します。</p> <p>(J A I P A)</p> <p>○ 今回の接続約款変更案のうち、PPPoE方式のNTE</p>	<p>(I S P 12者、 I X O)</p> <p>○ 「C-20型等と同等の品質メニューの提供」「トラフィックの増加に見合った新たなメニューの提供」「増設基準の緩和等が行われることを要望」といったKDDI殿の意見に賛同します。NTEは NTT東西殿によって設置基準・増設基準等が定められ、NTT東西殿によって保守運用され、そしてNTT東西殿によってNTT東西殿の網の中に設置される装置です。問題の本質は、利用者トラフィックが増加しているにもかかわらず、NTT東西殿は自らの装置であるNTEの増設を適切に行わずこれを輻輳させ、さらにユーザクレームで困窮してきたISPに「ISPから要望」としてNTEをISPの負担とさせるような仕組みに切り替えてきていることです。NTT東西殿は「収入は加入者ベースだから加入者ベースで増設基準を設定している」と主張していますが、携帯電話事業者やISP、Yahoo!やYouTube、Netflixなどのコンテンツ事業者、クラウド事業者に至るまで、自らのサービス収入が加入者単位であるか否かにかかわらず、設備の増設はトラフィックベースで行っています。トラフィックベースでの増設はネットワークサービスの品質の維持のためには極めて常識的な考え方です。</p> <p>NTT東西殿が設置するNTEの輻輳によってこれまで多くのユーザクレームが発生しています。そのクレームで困窮したISPの声を、NTT東西殿は「ISPからの要望」と解釈し、ISPの費用負担としました。これは本来提供されるべき標準的な品質を考慮していないことに大きな原因があ</p>	<p>の新たな接続メニューを提供する（接続約款変更認可申請に係る事項。C型等と同一料金で1接続事業者30台までは300セッション/台の閾値で増設が可能とするもの）</p> <p>(2) 当社としては、このような取組みやIPoE移行を柔軟に組み合わせること等により、全ての区分のISP事業者（地域/中堅/大手）が今後のトラフィック増に対して柔軟に対応可能となると考える。</p> <p>(3) ISP事業者向けの網終端装置のトラフィックの見える化や、ISP事業者からの具体的な要望を踏まえた更なる大容量の網終端装置の提供にも取り組む。</p> <p>(4) 取組の状況については、「接続料の算定に関する研究会」の場でも経過を提出していく。</p> <p>※1：増設基準のセッ</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>に関する部分は、NTT東日本がC-20型、C-50型NTEについて行政指導を受けたことが端緒と思われませんが、今回NTT東西は、接続約款を変更することでNTEの増設費用をISP事業者に転嫁しようとしている状況です。</p> <p>そもそもNTT東西は、円滑なインターネット利用が可能な程度の台数のNTEを用意する必要があるのですから、現状の問題は「増設基準」がトラヒックの増加に追い付いていないことに結局行きつくものです。NTT東西は従来から「利用者料金がユーザ数単位であるので、セッション数ベースが妥当である」と主張していますが、利用者料金がユーザ数単位なのはISP事業者も同じであり、その中からバックボーンや通信機器のコスト削減を行い、回線容量の増強に努めているのです。よってNTT東西は直ちに「増設基準」をトラヒックベースに変更する必要があります。総務省においては、本件接続約款変更をただ認可するのではなく、トラヒックおよび接続約款の規定に見合った増設が可能になるよう、引き続き注視くださるようお願いいたします。(Edinet)</p> <p>○ 今回の接続約款変更案のうち、PPPoEのNTEに関する部分の変更は、NTT東日本がC-20型、C-50型NTEについての行政指導を受けたことが端緒と思われませんが、今回NTT東西は、接続約款を変更することでNTEの増設費用をISP事業者に転嫁しようとしている状況です。そもそもNTT東西は、円滑なインターネット利用が可能な程度のNTEを用意する必要があるのですから、現状の問題は「増設基準」がトラヒックの増加に追い付いていないことに結局行</p>	<p>ります。ユーザのクレームは優位的サービス(オプション的サービス)を求めたものではなく、あくまで標準的に想定される品質を満たしていないことによる苦情です。</p> <p>オプションサービスの提供などについて必ずしも否定されるものではありませんが、標準的機能や性能が定義されたあとに、それを上回るものに対してオプションと定義されるものであり、まずは標準的機能・性能を満たすことが必要です。</p> <p>現在も数多くのユーザが不満を持っており、インターネット上のユーザの声だけでなく一般紙や雑誌などでも日本のブロードバンド品質の劣化が報道されている昨今、NTT東西殿は増設基準のセッション数を緩和して対応を行っている」と主張しています。しかしトラヒックが増加する今日では問題の根本的解決にはなりません。解決には費用負担を変更することなく(NTT東西殿が所有する装置の負担をISPに押し付けることなく)、NTEの増設基準をトラヒックベースに変更することが必要です。</p> <p>(ISP12者、IXO)</p> <p>○ <u>JAIPAの意見</u>に賛同します。</p> <p>C-20型やC-50型NTEは、一部のユーザをクラス分けして高品質なサービスを別料金で提供するような使い方ができないため、平均的なユーザへのサービスのためにNTT東西が用意するNTEの台数が足りず、その回避策として東日本エリアでやむを得ず利用されているにすぎません。</p> <p>NTT東日本が総務省に報告したところによる</p>	<p>ョン数の閾値に依じて、装置全体における按分比率が変動し、接続事業者が負担する料金額が変動するメニューをいう。(接続約款(申請中)附則(平成31年3月20日付け東相制第18-00108号)第5項)</p> <p>※2: IP通信網終端装置(増設基準を設けるものに限る。)に協定事業者とのPPPoE接続のためのインタフェース相当を付与する機能</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>きつくものです。NTT東西は総務省の接続料の算定に関する研究会の席上で「利用者料金がユーザ単位料金であるのでセッションベース基準が妥当である」と主張していますが、ISPやYoutube, Google, Yahoo など、ユーザ単位で課金しながらもトラフィックベースで増設していることから、NTT東西の主張は業界の常識に照らして合理性がありません。よって、NTT東西は「増設基準」を直ちにトラフィックベースに変更する必要があり、総務省においては本件の接続約款変更をただ認可するのではなく、トラフィックおよび法令の規定に見合った「増設基準」への変更をすべきです。また、トラフィック計測は業界標準の5分おきにすべきです。(ここでいう5分計測とは、5分間にインタフェースで送信及び受信した総データ量を時間で割ったもので、これを1時間に12回行うことを指します。)(JAIPA)</p>	<p>と、2018年3月現在、C-20型等のNTEを使っている事業者は48社のうち18社、NTEの台数ベースでも全体の3割とのことであり(平成30年(2018年)4月5日付け総合通信基盤局長あて回答文書・東相制第18-00002号)、このことは一般的なサービスを提供するために、特殊なNTEが多数使われていることを示しています。NTT東西は直ちに、自らの設備コストをISPに押し付けることなく、本来の費用負担の区分を変えずに既存NTEの増設基準を見直し、消費者へ安定的なサービスの提供をすべきです。</p> <p>(Editnet、JAIPA)</p> <p>○ <u>JAIPAの意見</u>に賛同します。接続制度は法令や接続約款に基づき、適切な認可のプロセスを踏んで実施される必要があるところ、接続約款の規定に反する接続形態を導入し、それを既成事実にして後から接続約款を規定することが可能になってしまうと、接続制度の公正性への影響が計り知れません。</p> <p>C-20型等のNTEは、現行の接続約款に適合させる形で、C型と同額の接続料により提供すべきです。</p> <p>(Editnet、JAIPA)</p> <p>○ C-20型等をご利用いただいている全ての接続事業者より、提供継続のご要望をいただいていることを踏まえれば、接続事業者にとっての選択肢の一つとして、当該メニューを継続提供することは有益であり、接続料および接続条件を接続約款に定める必要があると考えます。</p>		

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>当社は、「第一種指定電気通信設備との接続の業務の適正化について（指導）」（総基料270号）」に関する行政指導に対し、早急な是正に向けて対応を実施しました。具体的には、C-20型等の新規申込の受付を停止し、利用実績のある全接続事業者に対し、速やかにメールによる一報後、対面にて本指導の内容、接続料請求の停止等の応急措置、当社の業務運営を是正するための具体的な対応方法に関し説明しました。その際、全接続事業者から当該メニューの継続利用のご要望をいただいたことを踏まえ、新たな網改造機能として接続料および接続条件を接続約款に定め、引き続き提供を行う考えです。</p> <p>「接続事業者に対するNTT東西の優越的地位の濫用に他ならない」とのご意見について、現にC型をご利用いただいている接続事業者が一定程度いらっしゃることからC型は円滑なインターネット接続を実現するために有用なメニューであること、また、C型とC-20型等は接続事業者が自由に選択可能であり、当社としてC-20型等のみを利用するように強いているものではないことから、優越的地位の濫用とご指摘には当たらないと考えます。</p> <p>「本来、PPPoEの網終端装置が従来の増設基準で最低限のサービスを提供できていないという問題を放置するもの」とのご意見ですが、当社は、円滑なインターネット接続を実現する見地から増設基準を定めており、2018年6月1日に現行メニューにおける増設基準の見直し（基準セッション数の20%引き下げ）を実施しました。</p>		

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>今後も、インターネット接続全体の状況を踏まえ、接続事業者毎の網終端装置の状況や、今回の基準見直しに伴う接続事業者からの増設申込状況等の個別状況を確認した上で、引き続き、接続事業者と協議の上、いただいたご意見を参考にしながら、増加するトラヒックに対応可能となるような見直しの必要性について検討していく考えです。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>○ EditNet殿の意見に賛同します。</p> <p>C-20型やC-50型NTEは、ISPが原価を越えたコストを負担することで維持してきたNTEです。</p> <p>NTT東日本殿が総務省に報告したところによると、C-20型等のNTEを使っている事業者は48社のうち18社、NTEの台数ベースでも全体の3割を締めており（平成30年（2018年）4月5日付け総合通信基盤局長あて回答文書・東相制第18-00002号）、このことは標準的なサービスを提供するために、多数の特殊なNTEが使われてきていることを示しており、いかに現在のNTE増設基準が実態と乖離したものであるか明らかです。</p> <p>(ISP12者、IXO)</p> <p>○ JAIPA殿およびEditNet殿の意見に賛同します。NTT東日本殿は法令および接続約款の規定に違反して、C型NTEと全く同一の装置であるC-20型NTEおよびC-50型NTEの網改造料を不当に高く設定して、それを長年にわたり接続事業者から徴収していたことが問題であるとして行政指導を受けたものであり、早急にC-20型等のNTEは、</p>		

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>現行の接続約款に適合させる形で、C型と同額の接続料により提供されるべきです。</p> <p>NTEは NTT東西殿によって設置基準・増設基準等が定められ、NTT東西殿によって保守運用され、そしてNTT東西殿によってNTT東西殿の網の中に設置される装置です。適切な認可のプロセスを踏んで実施され、公平かつ適正な接続環境が維持される必要があるところ、総務省殿におかれても十分に監督していただきたいと考えます。</p> <p>(I S P 12者、 I X O)</p> <p>○ <u>JAIPAの意見</u>に賛同します。 利用者料金がユーザ単位料金であるのは、NTT東西に限らずISP事業者も同じです。その中でISP事業者やコンテンツ事業者は、定額制の料金の中で、トラヒックに応じてバックボーンの増強などを行っているものであり、NTT東西だけがいまだにセッション数(ユーザ数)での増設の立場を取っています。トラヒックの計測方法を含めて、業界の常識に見合ったトラヒックベースでの設備増強を行うべきです。 (Editnet、J A I P A)</p> <p>○ 当社は、円滑なインターネット接続を実現する見地から増設基準を定めており、今後も、インターネット接続全体の状況を踏まえ、接続事業者毎の網終端装置の状況や、今回の基準見直しに伴う接続事業者からの増設申込状況等の個別状況を確認した上で、引き続き、接続事業者</p>		

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>と協議の上、いただいたご意見を参考にしながら、増加するトラヒックに対応可能となるような見直しの必要性について検討していく考えです。</p> <p>「NTT東西は直ちに「増設基準」をトラヒックベースに変更する必要があります。総務省においては、本件接続約款変更をただ認可するのではなく、トラヒックおよび接続約款の規定に見合った増設が可能になるよう、引き続き注視くださるようお願いいたします。」とのご意見について、当社は、これまでに現行メニューにおける増設基準の見直し（基準セッション数の20%引き下げ）を2018年6月1日に実施しました。その後、「接続料の算定に関する研究会（第20回）」において、接続事業者毎、県等域毎の網終端装置の帯域利用率を提示するとともに、帯域利用率の高いエリアについては、従前どおり、トラヒック状況の改善に向けた取組みを接続事業者と連携し実施しているところです。</p> <p>また、トラヒック計測について、現状、接続事業者に対し、トラヒックレポートシステムを用いてトラヒック状況を開示しているところですが、いただいたご要望等を踏まえ、トラヒックの「見える化」の一環として、計測時間の見直しの検討を進めているところです。</p> <p>なお、インターネットの利用環境をより良くするためには、ISP事業者との相互協力が必要と考えており、今後、当社のみならず関係事業者がエンドユーザへトラヒックの「見える化」を進める等、必要な取組みを推進していきたい</p>		

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>と考えます。 (NTT東日本・西日本)</p> <p>○ JAIPA殿およびEditNet殿の意見に賛同します。利用者料金がユーザ単位料金であるのは、NTT東西殿に限らずISP事業者やその他事業者も同様です。その中でISP事業者やコンテンツ事業者は、定額制の料金の中で、トラヒックに応じてバックボーンの増強などを行っているのであり、NTT東西殿だけがいまだにセッション数(ユーザ数)での増設の立場を取っています。トラヒックの計測方法を含めて、業界の常識に見合ったトラヒックベースでの設備増強を行うべきです。 (ISP12者、IXO)</p>		
<p>意見18</p> <p>● D型NTEを他のNTEに変更できる経過措置を「今回の接続約款変更から3か月以内」とするのは不十分。少なくとも今回の増設基準の問題が最終的に決着してから一定の期間を経過するまでは、すべてのD型NTEについてその他のNTEへの変更を認めるべき。</p>	<p>再意見18</p> <p>● D型網終端装置を他の網終端装置へ変更する移行措置が行われる点については、接続事業者のニーズに合わせた柔軟な対応であり歓迎。</p> <p>● 経過措置を3ヶ月間に限定する合理的理由はなく、その理由について説明するなど、事業者間の相互理解を醸成する取り組みを行うべき。</p> <p>■ 情報通信行政・郵政行政審議会の見解を踏まえ例外的な経過措置として規定したもの。周知から対象の接続事業者が申出を行う期間を考慮し、3ヶ月の受付期間を設定。</p> <p>● 左記意見に賛同。</p>	<p>考え方18</p>	
<p>○ 本来PPPoE方式のNTEは、NTT東西の負担で円滑なインターネット利用を可能にする程度に用意していただく必要があるにもかかわらず、現状の「増設基準」はトラヒックの増加の現状に全く追いつい</p>	<p>○ <u>JAIPAの意見</u>に賛同します。NTEの増設問題がおよそ解決していないのに、経過措置の対象となるD型NTEの対象を限定し、さらに「3か月以内」に区切ることに合理的理由はありません。</p>	<p>○ 平成30年5月末までに申し込みのあった「D型」をより廉価である「C型」又は「C-20型</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>ておらず、当社や所属団体のJAIPAもかねてから主張している通り、引き続きセッション数の引き下げや、トラヒックベースへの移行が必要です。</p> <p>「増設基準」は今後も、円滑なインターネット利用が可能な水準、すなわち本来の水準に是正されるはずのものですから、D型NTE（料金表 網改造料53欄ウ欄 51欄ウ欄に規定するNTEをいいます。）を他のNTEに変更できる経過措置を平成30年（2018年）5月31日時点で設置されているD型NTEに限り、さらに「今回の接続約款変更から3か月以内」とするのは不当ないし不十分です。少なくとも今回の増設基準の問題が最終的に決着してから一定の期間を経過するまでは、すべてのD型NTEについてその他のNTEへの変更を認めるべきと考えます。</p> <p>よって、「平成30年5月31日までに申込みがあったIP通信網終端装置」との限定をなくすとともに、「本規定の適用日から3ヶ月を経過する日までに協定事業者が申し出た場合」についても、当面の間の経過措置とすべきです。</p> <p>(Editnet)</p> <p>○ 本来PPPoEのNTEは、NTT東西の負担で円滑なインターネット利用を可能にする程度に用意していただく必要があるにもかかわらず、現状の「増設基準」はトラヒックの増加の現状に全く追いついておらず、引き続き引き下げや、トラヒックベースへの移行が必要です。「増設基準」は今後も、円滑なインターネット利用が可能な必要な水準、つまり本来の水準に是正されるべきものですから、D型NTEを他のNTEに変更できる経過措置を「今回の接続約款変更から3か月以内」とするのは不当ないし</p>	<p>(Editnet、JAIPA)</p> <p>○ D型NTE（料金表 網改造料53欄ウ欄 51欄ウ欄に規定するNTEをいいます。）を他の網終端装置へ変更する移行措置が行われる点については、接続事業者のニーズに合わせた柔軟な対応であり歓迎します。</p> <p>一方、EditNet株式会社殿（以下「EditNet殿」といいます。）及び一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会（以下「日本インターネットプロバイダー協会殿」といいます。）の意見の通り、D型NTEを他の網終端装置へ変更する期間を設けないことが本来望ましいと考えます。仮にNTT東西殿において経過措置を3ヶ月間に限定する必要があるのであれば、先ずその理由についてご説明いただくなど、事業者間の相互理解を醸成する取り組みを行っていただくべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク)</p> <p>○ D型かそれ以外のメニューを用いるかについては接続事業者が自由に選択可能ですが、D型に係る接続約款変更認可申請時に情報通信行政・郵政行政審議会より「本件追加メニューから現行メニューへの移行を接続事業者が要望する場合は、接続約款の規定に従いこれをスムーズに実現できるよう対応することが適当」との見解が示されたことを踏まえ、D型に係る接続約款変更の認可後から2018年6月の増設基準見直しまでに申し込まれたD型からそれ以外のメニューへの変更を例外的な経過措置として</p>	<p>等」メニューに変更できる措置については、その申込みを可能とする期間（以下「申込可能期間」といいます。）に制限を設けないとした場合、セッション数が漸増する状況においては、当時D型を申し込んだ移行措置対象の接続事業者は、いずれは当該D型をC型等に変更することにより新たなC型等の設置を回避し工事費等を節約することが可能になることから、同様の状況下では新たなC型等の設置をしなければならないこととなる移行措置非対象の接続事業者が不当に不利になるおそれがあると考えられます。</p> <p>○ したがって、申込可能期間の制限を設けることに一定の合理性はあると考えられますが、一方で、申込可能期間を「3ヶ月」とした理由についての接続事業者に対する説明</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>不十分であり、少なくとも「増設基準」が最終的に決着して一定期間を経過するまでは、引き続き変更を認めるべきです。 (JAIPA)</p>	<p>規定したものです。 なお、当社の周知から対象の接続事業者が申出を行う期間を考慮し、3ヶ月の受付期間を設定しています。 (NTT東日本・西日本)</p> <p>○ JAIPA殿およびEditNet殿の意見に賛同しません。NTE増設基準の問題が解決していないのに、経過措置の対象となるD型NTEの対象を限定し、さらに「3か月以内」に区切ることに合理的な理由はありません。 (ISP12者、IXO)</p>	<p>は、必ずしも十分でないと考えられます。 ○ この状況を受けて、総務省において改めて確認したところ、昨年6月に増設基準が緩和されてからそれを受けた増設申込みがおおむね同年末まで行われる見込みとの資料※が存在するとのことであるので、申込可能期間を「6ヶ月」とすることが妥当と考えられます。(補正) ※接続料の算定に関する研究会資料14-4(平成30年9月26日)P.7 (別紙)</p>	

(4) 長期増分費用方式に基づく令和元年度の接続料の改定

■ : NTT 東日本・西日本からの意見 ● : NTT 東日本・西日本以外の事業者・団体からの意見 ▲ : 個人からの意見

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見 19</p> <p>● 今期適用期間から、改良IP モデルを用いて接続料の算定を行うべき。</p>	<p>再意見 19</p> <p>■ 本認可申請は、情報通信審議会答申の整理に基づき申請を行っているものである。</p>	<p>考え方 19</p>	
<p>○ 従前より弊社が主張している通り、「現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な設備や技術を採用する」というLRICモデル検討における基本的事項に鑑みれば、今期適用期間から、改良IPモデルを用いて接続料の算定を行うべきと考えます。 (ソフトバンク)</p>	<p>○「平成31年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方について」において、LRIC検証における他律的要因の扱いは次年度に向けて検討を継続中であるものの、今期適用期間は「接続料の算定は、まずは改良PSTNモデルによりこれを行う」こととされており、「改良PSTNモデルによって算定される接続料水準が、指針に基づくスタックテストによる検証に耐えられないことが分かった場合」には、改良PSTNモデルと改良IPデルの組み合わせによって接続料を算定することとされました。したがって、2019年度接続料は、本整理に基づき、改良PSTNモデルを用いた接続料の認可申請を行っています。 (NTT東日本・西日本)</p>	<p>○ 情報通信審議会答申「平成31年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方について」(平成30年10月16日)(以下「平成30年情通審答申」という。)では、長期増分費用方式の適用に当たって、より効率的なIP-LRICモデル(以下「IPモデル」という。)を用いて接続料の算定を行うことが、公正な競争環境の確保を求める制度の趣旨に適っているとと言えますが、その一方で、既存の利用者の円滑な移行への考慮から、当面の間はIP網を前提とした接続料原価の算定に向けた段階的な移行の時期として対応することがより適切とされました。</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
		<ul style="list-style-type: none"> ○ これを踏まえ、PSTN接続料の水準により価格圧搾のおそれが生じる場合は、PSTN-LRICモデル（以下「PSTNモデル」という。）とIPモデルの組合せにより移行の段階を進めることとし、所要の規定を整備しました。 ○ なお、平成30年情通審答申では、IP網を前提にした算定への移行を完了すべき時期については、固定電話市場全体におけるIP網への移行状況や公正な競争環境の確保等の観点から引き続きの検討が必要とされています。 	
<p>意見20</p> <ul style="list-style-type: none"> ● LRIC検証について、算出過程や根拠、結果に関する詳細な情報開示や、それらの妥当性の確認など、透明性・適正性を確保する取組みが必要。 	<p>再意見20</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ LRIC検証は、目的や手法の観点で通常のスタックテストと同一であり、通常のスタックテスト以上の詳細な情報開示や透明性・適正性を確保する取組みは不要。 ● 左記意見に賛同。 	<p>考え方20</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 2019年度から2021年度においては、改良PSTNモデルと改良IPモデルの組み合わせ（4対1等）へ移行の段階を進めるかどうかの重要な判断基準としてLRIC検証の結果が用いられるため、LRIC検証については、通常のスタックテスト以上に算出 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当社は、そもそもスタックテストの検証の目的が、接続料と利用者料金との関係について、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとならないかどうかを検証することであれば、需要の立上げ期において普及促進的な料金を設定せざる 	<ul style="list-style-type: none"> ○ PSTN接続料の水準により価格圧搾のおそれが生じる場合は、2つのモデルの組合せにより移行の段階を進める 	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>過程や根拠、結果について詳細な情報開示が必要であるととも、総務省においても、例えば、検証に用いている金額の根拠が適切かどうか等について確認するなど、透明性・適正性を確保する取組みが必要であると考えます。 (KDDI)</p> <p>○ 今回のLRIC検証の内容については、NTT東西殿よりデータや検証プロセス等の詳細(利用者料金収入、接続料相当を具体的にどのように算出したのか、等)を提示していただき、それらの妥当性について検証すべきと考えます。 (ソフトバンク)</p>	<p>を得ないサービスや、需要の減少期にあって、利用者から見ると、もはや競争を促進する意義が乏しくなっているサービスについては、本検証に相応しくないと考えます。そのため、①加入電話・ISDN基本料、②加入電話・ISDN通話料、③フレッツADSLについては、需要が減少し、既に競争環境になく、不当な競争を引き起こす状況にはないため、速やかにスタックテストの検証対象から除外すべきと考えます。</p> <p>ましてや、LRIC検証は、「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」に基づくスタックテストの仕組みを用いて、PSTNサービスにおいて価格圧搾のおそれが生じているかを検証し、その結果に応じて接続料水準の調整を行うものであることから、目的や手法の観点で、通常のスタックテストと同一であり、通常以上の詳細な情報開示や透明性・適正性を確保する取組みは必要ないと考えます。</p> <p>なお、当社は、従前より、加入電話・ISDN通話料以外のスタックテストも含め、指針に則り適正に算定し、競争対抗や他事業者との取引状況等の観点で支障のない範囲で情報開示を行うとともに、総務省からの求めに応じてデータ提示等を行っており、透明性・適正性については確保されているものと考えます。 (NTT東日本・西日本)</p> <p>○ LRIC検証については、改良PSTNモデルと改良IPモデルの組み合わせ(4対1等)へ移行の段階を進めるかどうかの重要な判断基準であるため、左記意見のとおり、算出過程や根拠、結果について</p>	<p>ことは考え方19のとおりです。</p> <p>○ この価格圧搾のおそれについては、現行の指針※に基づく方法で「加入電話・ISDN通話料」の利用者料金と接続料を比較し、両者の差分が他律的要因によらずに、営業費相当基準額未満となるかどうかで判断(以下「LRIC検証」という。)することとされています。</p> <p>※「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」</p> <p>○ ただし、このLRIC検証は、接続料算定の過程において、2つのモデルを組合せて用いることとなった場合に、その組合せの比率を定めるものであり、接続料の額に直接影響を及ぼし得るものである等、通常のスタックテストとは性質が異なります。</p> <p>○ そうした性質の違いから、検証に係るこれまでの確認方法に限ら</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>詳細な情報開示が必要であるとともに、総務省においても、例えば、検証に用いている金額の根拠が適切かどうか等について確認するなど、透明性・適正性を確保する取組みが必要であると考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ 本来、現実的により効率的なNW構成を追求できるIP-LRICモデルを用いて接続料を算定することが、公正な環境の実現を目指す制度の趣旨に沿うものと考えますが、現状の整理ではLRIC検証の結果に基づき段階的にIP-LRICモデルを考慮することとされており、その検証の妥当性は極めて重要な意味を持ちます。</p> <p>まずは、その検証の妥当性を評価する必要があることから、KDDI殿が意見されている通り、その算出過程や根拠等については透明性・適正性を確保するためにも可能な限り情報提供を行い、接続事業者による分析・評価を可能とすべきです。</p> <p>また、情報の性質から接続事業者への情報開示が困難な事項については、総務省殿による積極的な検証を経て、その結果を公開する等、透明性・適正性を担保する取組みがなされるべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク)</p>	<p>ず、検証結果の算出方法や根拠等について、接続料が適正かつ明確に定められているかの確認に必要な情報の提示を求めることは適当と考えます。</p> <p>○ なお、現行の指針では、検証対象のうち「加入電話・ISDN通話料」について、LRIC検証を行う間は、本指針を適用しないとされています。</p>	
意見 2 1	再意見 2 1	考え方 2 1	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>● LRIC検証において、利用者料金収入の比較に用いられる接続料相当に関し、着信先別の分計を示した上でこれらを分けて評価し、検証の妥当性を確保すべき。</p>	<p>■ 利用者料金等により区別可能な範囲を超え着信先を分けて検証することは、それによって検証性を向上できるものでなく、適切でない。</p>		
<p>○ LRIC検証は「価格圧搾のおそれが生じるか否か」という観点の評価する仕組みですが、IP-LRICモデルの組み合わせ適否を判断するにあたっては、ひかり電話や他社接続料といった他律的要因による影響を排除する必要があると考えます。具体的には、LRIC検証において利用者料金収入の比較に用いられる接続料相当には、NTT東西加入電話発信、NTT東西殿ひかり電話着信及び他社直収電話着信の呼が含まれているため、IP-LRICモデルの組み合わせ適否の判定においてはこれらを分けて評価し検証の妥当性を確保すべきです。</p> <p>なお、NTT東西殿は従前より着信先別の内訳分計、開示が困難であるとの主張をされていますが、「接続料と利用者料金に関する確認の結果」（平成31年3月28日付東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第1種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見募集別添32）において「（注4）ひかり電話における移動体着等を除く場合については、移動体・PHS・050・国際着及びフリーアクセス・ひかりワイド着に相当する利用者料金収入と接続料相当をトラヒック比（通信時間比）を用いて除外」との記載があり、このことは、自ら分計が可能であることを示す証左に他ならず、今後も検証性向上等のため、このような手段を用いて着信先別の分計を示していただくべきと考えます。（ソフトバンク）</p>	<p>○ LRIC検証の接続料相当において、ひかり電話着信および他社直収電話着信を分けて検証すべきというご意見について、本検証の目的（改良PSTNモデルを用いて算定した接続料がPSTNサービスにおいて価格圧搾のおそれを生じさせていないかを確認すること）に照らし、接続料の算定に関する研究会（第16回）でも検討したとおり、PSTNサービスの利用者は、着信先の0AB-J番号について、ひかり電話か他事業者直収電話であるか等の区別はつかず、着信先ごとの競争環境は存在しないことから、利用者料金（単価）等により通常の利用者が区別可能な範囲を超え、着信先を分けて検証をすることは、適切ではないと考えます。</p> <p>上記の考えに基づき、「接続料と利用者料金に関する確認の結果」（平成31年3月28日付東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第1種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見募集別添32）は、指針の「検証対象に他事業者接続料を支払う需要が含まれる場合には、利用者料金額（単価）等により通常の利用者が区別可能な範囲内において、他事業者接続料を支払う需要をできる限り除くものとする。」との規定を踏まえ、ひかり電話において着信先によって利用者料金の異なる移動体・PHS・050・国際着およびフリーアクセス・ひかりワイド着に相当する利用者料金収入と接続料相当を分計したに過ぎません。一方で、着信先によ</p>	<p>○ 平成30年情通審答申では、LRIC検証において他律的要因（例えば、価格圧搾のおそれが生じるとしても、認可接続料に比べ他事業者接続料の著しい上昇により利用者料金と接続料の差分が営業費相当基準額を下回るといったことが、客観的かつ定量的に確認できるもの）を考慮して取り扱うことについて総務省で検討する余地があるとされ、その後「接続料の算定に関する研究会」において検討が進められています。</p> <p>○ PSTN接続料により価格圧搾のおそれが生じるかの判断に他律的要因が影響を及ぼし得る場合に、その影響を排除し、判断の正確性を確保するという趣旨に基づき、総務省は、考慮</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>って利用者料金が同一であるPSTN発ひかり電話着および他社直収電話着をトラヒック比(通信時間比)を用いて分計することは、指針の目的に照らし、検証性を向上できるものではないと考えます。なお、ひかり電話においても、利用者料金が同一であるひかり電話着および他社直収電話着については、分計しておりません。 (NTT東日本・西日本)</p>	<p>すべき他律的要因について引き続き検討を行うことが適当と考えます。</p> <p>○ なお「接続料の算定に関する研究会」(第17回)の他律的要因に関する検討では、他事業者接続料による他律的要因を客観的かつ定量的に確認するため利用者料金収入を着信区分別に分計するという方法は、検討時点では採用困難とされましたが、そこでの議論におけるNTT東日本・西日本からの「利用者からみて区別できない単位である着信区分別に分ける意味があるのか疑問」との意見を含むやり取りについては、指針による検証の在り方自体に関する議論ではあるものの、LRIC検証の在り方に影響を与える議論とはならないとされた点には留意する必要があります。</p>	
意見22	再意見22	考え方22	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>● 他律的要因については、利用者料金と接続料の差分が営業費相当基準額未満であるかの結果にかかわらず、予め考慮すべき。</p>	<p>■ 他律的要因については、スタックテストの結果、価格圧搾のおそれが認められる場合にのみ考慮すべき。</p>		
<p>○ 他律的要因の考慮については、情報通信審議会答申「平成31年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方について」（平成30年10月）において「他律的要因が客観的かつ定量的に確認できる場合には、総務省において、そうした事情を考慮して取り扱うことを検討する余地がある」とされています。この他律的要因はPSTN接続料により価格圧搾のおそれが生じるかについての判断に影響を及ぼし、判断の正確性が確保できない場合に、それを考慮して取り扱うものであるため、必ずしも利用者料金と接続料の差分が、営業費相当基準額を満たさないことを他律的要因の考慮の前提とするものではなく、他律的要因の内容・性質によってはその結果に依らず考慮することを排除するものではありません。ひかり電話や他社接続料といった他律的要因については、IP-LRICモデル組み合わせの適否判定の妥当性に影響するものであることから、利用者料金と接続料の差分が営業費相当基準額未満であるかの結果にかかわらず予め考慮すべきものと考えます。 (ソフトバンク)</p>	<p>○ ひかり電話や他社接続料といった他律的要因については、利用者料金と接続料の差分が営業費相当基準額未満であるかの結果にかかわらず予め考慮すべきというご意見について、LRIC検証は、改良PSTNモデルを用いて算定した接続料がPSTNサービスにおいて価格圧搾のおそれを生じさせていないことを確認するために行うものであることから、営業費相当基準額を確保できているならば、他事業者においても当社と同等の利用者料金を設定することが可能であり、そもそも価格は圧搾されていません。 よって、まずは指針に基づく従来のスタックテストの方法に則って、利用者料金と接続料の差分が営業費相当基準額を下回らないものであるかどうかの検証を行い、価格圧搾のおそれが認められる場合に、他律的要因を考慮すべきであると考えます。 (NTT東日本・西日本)</p>	<p>○ PSTN接続料により価格圧搾のおそれが生じるかの判断に他律的要因が影響を及ぼし得る場合に、その影響を排除し、判断の正確性を確保するという趣旨に基づき、総務省は考慮すべき他律的要因について引き続き検討を行うことが適当との考え方は、考え方21のとおりです。</p>	<p>無</p>
<p>意見 2 3 ● 次期適用期間（2022年度以降）における長期増分費用（LRIC）方式の在り方の検討は、PSTN網に適用するためのIPモデルではなく、IP網に適用するためのIPモデルを前提として検討すべき。</p>	<p>再意見 2 3 ■ 2022年度以降の次期適用期間に用いる接続料算定方法については、LRIC方式を採用してきた目的等に照らしつつ、今後の市場環境等を見据えて、LRIC方式の撤廃も含め、複数の選択肢の中から検討していただきたい。</p>	<p>考え方 2 3</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>○ 固定電話（加入電話+ISDN）の契約者数1,866万加入（※3）に対して、0ABJ-IP電話の契約者数は3,421万件（※3）まで拡大しており、固定電話市場は着実にIP化が進捗しております。また、PSTNマイグレーションにおいて、2021年1月からは、実際にNTT東西ひかり電話発着トラフィックのIP-POIへの切替が開始されるスケジュールとなっており、加入電話（PSTN）からメタルIP電話（IP）への切替も2024年1月から開始され、2025年1月に終了する予定となっております。</p> <p>一方で、2019年度から2021年度においては、IP網を前提とした接続料原価の算定に向けた段階的な移行時期として、まずは改良PSTNモデルにより接続料を算定することとし、同モデルによって算定される接続料水準が、LRIC検証に耐えられないことが分かった場合には、それに代えて、改良PSTNモデルと改良IPモデルの組み合わせ（4対1等）へ移行の段階を進めることとされ、平成31（2019）年度接続料は、改良PSTNモデルにて算定されています。</p> <p>2022年度以降の次期適用期間においては、実際にIP網への移行が完了する予定であるため、接続料算定に長期増分費用（LRIC）方式を適用する場合に検討するモデルは、今までのようにPSTN網に適用するためのIPモデルではなく、IP網に適用するためのIPモデルを前提として検討すべきであると考えます。</p> <p>※3：総務省「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表」（平成30年度第3四半期（12月末））より (KDDI)</p>	<p>○ 2022年度以降の次期適用期間に用いる接続料算定方法については、「平成31年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方について」に記載のとおり、そもそもLRIC方式自体があくまで有力なオプションとして位置づけられているに過ぎず、今後、他のオプションと共に採用の適否を検討していくことが必要とされている認識です。ましてや、現時点において、IP網への移行が完了することをもって、次期適用期間以降の接続料算定にIPモデルを用いるものはされていません。</p> <p>当社としては、固定音声通信市場の縮小や音声通信以外のコミュニケーション手段の充実といった市場環境・競争環境の変化を踏まえ、旧来の規制は適宜適切に見直しを行い、むしろICT社会の一層の進展による新たな付加価値創造を促すような政策に転換すべきと考えます。</p> <p>LRIC方式は、これまで地域通信網の非効率性を排除することを目的として、PSTNに係る接続料算定に用いられてきたことを鑑みると、広く普及した技術を用い、他事業者でも同様に構築しているIP網に適用する必要性はないと考えます。</p> <p>なお、当社としては、IP網への移行後、①事業者間接続は、原則、二者間での直接接続となり、当社と他事業者は対称・対等な接続形態・取引関係となること、②IP網は同様の技術を用いて他事業者も構築しており、当社の接続料水準を検証可能であることから、PSTN接続料水準が他事業者の事業運営に与える影響はますます小さくなるとともに、透明性の確保や非効率性の排除等というLRIC方式の意義は更に失われるものと考えてい</p>	<p>○ 平成30年情通審答申では、IP網への移行後、他事業者のNGNへの依存性は強まることや、NGNに接続して音声サービスを提供する接続事業者にとって、メタルIP電話への接続は不可避であること等を踏まえれば、メタルIP電話について、その接続形態（発着二者間での直接接続）にかかわらず、接続料算定における適正性・公平性・透明性の確保等を図る必要性は変わらないとされています。</p> <p>○ そして、IP網への移行過程及び移行後の接続料算定において、非効率性の排除とともに公平性・透明性の確保が可能な長期増分費用方式を適用することの意義は依然として変わらないところ、この有力な算定方法の採用の適否については、他のオプションと共に検討していくことが必要と</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>ます。</p> <p>したがって、上記①②の点や、そもそも当該方式を採用してきた目的・意義に照らして、また、今後のIP網への移行後のPSTNサービスの位置づけや市場環境等を見据えて、LRIC方式の撤廃も含め、複数の選択肢の中から検討していただきたいと考えます。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>	<p>されています。</p>	
<p>意見 2 4</p> <p>● 加入者交換機（メタル收容装置）の今後のコストの見通しについて、NTT東西はできる限り早期に明確にしていくことが必要。</p>	<p>再意見 2 4</p> <p>■ 利用者への影響が大きい等、社会的に重要度が高い情報は、適宜適切に提供していく考え。</p> <p>● 左記意見に賛同。</p>	<p>考え方 2 4</p>	
<p>○ なお、「平成31年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方について」において示されたとおり、次期適用期間以降の接続料算定に用いる方法としてLRIC方式や他のオプションの採用の適否を検討していく上では、メタルIP電話の設備構成やコスト見通しを具体的に把握することが望ましいため、特に大きなコスト課題となる加入者交換機（メタル收容装置）の今後のコストの見通しについて、NTT東西はできる限り早期に明確にしていくことが必要であると考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>○ LRIC方式や他のオプションの採用の適否を検討していく上で、NTT東西は特に加入者交換機（メタル收容装置）のコスト見通しを明確にすべき、というご意見について、お客様への影響が大きい等、社会的に重要度が高い情報は、適宜適切に提供していく考えです。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ KDDI殿意見に賛同いたします。次期LRICモデルの見直し議論が間もなく開始されるところ、その検討においてもメタルIP電話の設備構成やコスト見通しを具体的に把握することが望ましいため、加入者交換機（メタル收容装置）の今後のコストの見通等について、NTT東西殿においてはできる限り早期に明確いただくべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク)</p>	<p>○ 平成30年情通審答申では、IP網への移行後を見据えつつ、令和4年度以降の接続料算定に用いる方法として長期増分費用方式や他のオプションの採用の適否を検討していく上では、メタルIP電話の設備構成やコスト見通しを具体的に把握することが望ましく、NTT東日本・西日本は、それらについてできる限り早期に明確にしていくことが求められるとされています。</p>	<p>無</p>

(5) その他

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見25</p> <p>● 通信ネットワークがIP網や光ファイバに移行していく中において、電話サービスの提供に必要な相互接続や事業者間調整がより円滑に行われるよう、引き続き公正な競争環境を確保する必要がある。</p>	<p>—</p>	<p>考え方25</p>	
<p>○ 固定電話の契約数やトラフィックは横ばいあるいは減少の傾向にありますが、電話サービスや音声系サービスは一般企業やコールセンターなどを中心に一定の強いニーズがあり、今後も日本のみならず世界の経済社会活動全般にとってなくてはならないものであり続けます。通信ネットワークがIP網や光ファイバに移行していく中において、電話サービスの提供に必要な相互接続や事業者間調整がより円滑に行われることが重要です。また中小事業者や新規参入者が、音声系サービスへの事業展開が容易になるよう、引き続き公正な競争環境を確保していただく必要があると考えております。当協会は、接続など事業者間取引に関する制度の運用や見直しの状況など必要な取り組みを学ばせていただきながら、建設的な議論に貢献していきたいと考えております。</p> <p>(日本ユニファイド通信事業者協会)</p>	<p>—</p>	<p>○ 固定系音声サービス及びIP電話の契約数は約6400万、その通信時間は約9億6700万時間に上る※ところ、IP網や光ファイバへの移行が進む中であっても、音声サービスのための円滑な接続の実現が公正競争の確保のために重要であり続けるものと考えます。</p> <p>※「通信量からみた我が国の音声通信利用状況」(平成31年3月26日総務省公表)による平成29年度(末)の数値</p>	
<p>意見26</p>	<p>再意見26</p> <p>● NGN県間設備の接続料について、規律の対象と</p>	<p>考え方26</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<ul style="list-style-type: none"> ● NGN 県間設備の接続料について、第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとして規律の対象とし、総務省においてその適正性を検証するのが適当。 ● トラフィック把握の精緻化及びQoS 制御係数の採用等を受けた優先転送機能に係る県間接続料の見直しについて、その影響がどのようなものだったかを定量的に示すべき。 	<p>し、適正性を検証する旨の意見に賛同。IPoE方式において県間区間伝送機能は事実上必須の機能である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● IP音声県間接続利用のような、利用の不可避性が高い県間通信用設備については、第一種指定電気通信設備と同等の適正性・公平性・透明性が確保される必要がある。 ● NTT東西はボトルネック設備を有し、接続協議において市場支配力を行使することが可能であり、第一種指定電気通信設備との円滑な接続のために必要な規律を県間区間伝送機能に課すことが必要。 ■ 全ての県間通信用設備の利用は、これまでと同様、当事者間の協議に委ねられるべきものであり、新たな規律は不要。 ■ 今後も調達・構築等のコスト効率化を進めていく考え。 		
<p>○ また、引き続き NGN 県間設備の接続料に関する規律の在り方については検討が必要と考えます。研究会第二次報告書において「第一種指定電気通信設備との接続に当たり不可避免的に経由し一体的な利用が行われている場合における県間設備の接続料・接続条件については、その透明性・公平性及び適正性が特に重要であると考えられる。」とされております。接続料算定についての考え方が十分に説明されず、その検証に必要な情報が開示されない現行ルールのもとでは、仮に NTT 東西殿の非指定約款での提供条件が公表されるとしても、それは一方当事者が</p>	<p>○ <u>JAIPAの意見</u>に賛同します。IPoE方式において県間区間伝送機能は事実上必須の機能であり、その料金が低廉化することで、地域ISPにとってもNGNへの参入ハードルが低くなり、多様な強みを持ったISPの参入が促されることとなります。(Editnet、JAIPA)</p> <p>○ NGNの県間通信用設備の利用については、現に利用されているもの、又は今後利用が見込まれるものとして、①ベストエフォート県間接続利用、②優先パケット県間接続利用、③IP音声県間接続利用の3つが考えられるが、特に③IP音声県間接続利用については、POIの設置が東京・大阪の2カ所になる見込みであることから、県間伝送路を不</p>	<p>○ NGNの県間通信用設備に設定される接続料については、公正競争確保の観点からの将来を見据えた検討がまず行われる必要があり、寄せられたこれらの意見も参考に、必要な場合は制度整備も視野に、総務省において適切に対応していただきたいと考えます。</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>らの説明であり、その適正性を接続事業者側か十分に検証できないことから適正性の確保については問題があるものと考えます。また、事業者間協議における課題も弊社が従前より主張*している通りです。</p> <p>実際に、IP 通信網県間区間伝送機能に係る接続料については、2014 年以降見直しがなされず、機器コストの低廉化が適切には反映されていないと考えられるなどその適正性に疑問が生じる状態が生じております。このような現状を踏まえると、円滑な接続のためにどのような仕組みを作るかを検討すべき段階にきております。</p> <p>今後の具体的な検討の進め方については、研究会（第 19 回）において、県間接続機能について機能別にその不可避性の評価や今後の検討事項が示されていますが、そもそも県間設備は第一種指定電気通信設備である県内設備と一体的に利用されることから、その不可避性は自明であると考えます。なお、一部の県間接続機能については他の県間接続機能よりもその利用の不可避性が低いのではないかと評価が提案されていますが、これらの機能は 1 の設備を共通的に利用するものであり、その設備が NGN の利用にあたり一体不可分の関係にあることからすると個々の機能で評価するのはなく総合的に</p>	<p>可避的に利用せざるを得なくなります。</p> <p>そのため、③IP音声県間接続利用のような、利用の不可避性が高い県間通信用設備については、第一種指定電気通信設備との円滑な接続の上で重要である点を十分に考慮し、コロケーション等のように、第一種指定電気通信設備と同等の適正性・公平性・透明性が確保される必要があります。</p> <p>接続料の算定に関する研究会第一次報告書を受け、現状、県間通信用設備に関する手続方法や手続にかかる標準的期間については、認可接続約款に記載されましたが、不可避性が高い県間設備の接続料についても、認可接続約款記載事項とすることを検討する必要があると考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ 弊社は、そもそも県間設備は第一種指定電気通信設備である県内設備と一体的に利用されることから、どの県間設備用途（BE県間、優先パケット県間、IP音声県間）においてもその不可避性は自明であると考えております。BE県間については、不可避性が低いのではないかと意見がありますが、優先パケットを利用するサービスはIPoE接続が必須であることからBE県間設備の利用も不可避です。</p> <p>EditNet殿及び日本インターネットプロバイダ一協会殿の意見において、「県間区間の接続料制度についても、第一種指定電気通信設備として扱うか、これと同等の規律を適用することが必要」とされています。このような県間区間の伝送機能について何らかの規律を求める意見について、NTT東西殿は、IP音声県間接続においては、「繋ぐ</p>		

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>不可避性の評価を実施すべきと考えます。そのうえでコロケーションや電柱と同様に第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとして規律の対象とし、総務省殿においてその適正性を検証いただくのが適当と考えます。</p> <p>*「接続料の算定に関する研究会」第二次報告書（案）に対する弊社意見（平成30年8月31日）（ソフトバンク）</p> <p>○ 当社の所属団体であるJAIPAもかねて主張していますが、NGNの利用が拡大するにつれて、県間区間伝送機能の利用が事実上必須になってきていることから、県間区間の接続料制度についても、第一種指定電気通信設備として扱うか、これと同等の規律を適用することが必要と考えます。</p> <p>例えば、IPoE接続に参入するためには、事実上県間区間伝送機能を利用することが必須になっていますが、この接続料は高額で、当社のような地域ISPが利用することは困難ですし、IPoE接続を考える上でのハードルの1つになっています。県間区間伝送機能の接続料が妥当な水準に引き下げられ、同時にコストドライバもスモールスタートが容易なものになれば、当社も利用を検討することが可能になってきます。現状より多くのISP事業者が市場に参入</p>	<p>機能POI」を介して接続することで対称・対等な関係である等として当事者間の協議にゆだねられるべきとの主張をされているところです。</p> <p>しかしながら、NTT東西殿はボトルネック設備を有し、接続協議において市場支配力を行使することが可能な市場支配的な事業者であり接続事業者と対等ではありません。また、実際に事業者間協議を行ってきた弊社も情報提供が十分になされず、接続料の算定に関する研究会において取り上げられることで、初めて有意義的な情報開示がなされる等、協議も長期化しておりました。</p> <p>このような状況に鑑みると、当事者間の協議にゆだねた場合、事業者間協議が遅延し、不十分な情報しか開示されない中でサービスの必要に迫られ、仕方なく合意せざるを得ないという状況が生じることとなります。</p> <p>このような状況を改善するためには、県間設備が、第一種指定電気通信設備である県内設備と一体利用されており不可避性があることに着目し、第一種指定電気通信設備との円滑な接続のために必要な規律を県間区間伝送機能に課すことが考えられます。具体的には、接続料規則に準拠した原価・利潤の算定を接続約款記載事項とする等の対応が必要であると考えます。</p> <p>（ソフトバンク）</p> <p>○ 「県間区間伝送機能の利用が事実上必須」「県間設備は第一種指定電気通信設備である県内設備と一体的に利用されることから、その不可避性は自明」とのご意見ですが、「接続料の算定に関する研究会（第20回）」において当社より発表</p>		

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>(市場の地理的範囲を拡大)することは、競争の促進にもつながると考えます。 (Editnet)</p> <p>○ JAIPA も従来から主張していますが、NGN の利用が拡大するにつれてインターネット以外(優先転送や電話サービス等)接続事業者にとっては県間区間伝送機能の利用が事実上必須になっていることから、これも第一種指定電気通信設備に組み入れるか、第一種指定電気通信設備と同等の規律を設けることが必要です。 (JAIPA)</p> <p>○ また、NTT 東西殿は今回の見直し(トラヒック把握の精緻化及び QoS 制御係数の採用等)に合わせて優先転送機能に係る県間接続料を算定し直すとの考えを示されていますが、その妥当性を接続事業者が検証するためにも、今回の見直しを受けてどのような考え方(例えば、県間接続料にも QoS 制御係数を適用したのか、適用した場合は具体的にどの設備に適用したのか等)に基づき再算定を行なわれたのか、その影響がどのようなものだったかを量的にお示しいただくべきと考えます。 (ソフトバンク)</p>	<p>したとおり、当社の考えは以下となります。</p> <p>-「BE接続」「優先パケット接続」については、接続事業者が「自前構築」、「中継事業者からの調達」または「当社の県間通信用設備の利用」という複数の選択肢の中から、自身にとって最適な方法を選択可能であること、また、IPoE方式において、当初から設置していた東京・大阪以外の道府県においてもPOIの設置を進めており、今後も要望に応じて、POI増設の検討を行う考えであることから、「県間区間伝送機能の利用が事実上必須」「県間設備は第一種指定電気通信設備である県内設備と一体的に利用されることから、その不可避性は自明」とのご指摘には当たりません。</p> <p>-「IP音声接続」は、具体的な設備構成、費用負担方法等の扱いが定まった後に議論すべきと考えますが、トラヒックが縮小傾向となっていることを踏まえ、東京・大阪の2箇所にも全事業者共通のPOIを集約することで事業者間合意したものであり、当社と他事業者が対称・対等な関係で接続することから、当社のネットワークのみが不可避的な利用とはなりません。</p> <p>このように、中継事業者等の各社と当社が競争環境にあることを踏まえれば、当社を含めた全ての県間通信用設備の利用は、これまでと同様、当事者間の協議に委ねられるべきものであり、新たな規律は不要と考えます。</p> <p>また、当社としては、今後も調達・構築等のコスト効率化を進めていく考えです。その際、他事業者が安価に県間通信用設備を提供できるというのであれば、それを基に設備構築を行い、その</p>		

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>結果生じるコスト効率化による見直しの検討も可能と考えます。</p> <p>なお、県間区間伝送機能の接続料について、「この接続料は高額」とのご指摘ですが、上述のとおり、複数の選択肢がある中で、当社県間通信用設備を利用している事業者が複数いることを踏まえれば、当社の県間接続料は市場において合理的な水準であると考えますが、スモールスタートでの利用を要望いただければ、ビジネスベースでの料金上の方策の検討も可能と考えます。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ 「適正性を接続事業者側が十分に検証できないことから適正性の確保については問題」とのご指摘についてですが、弊社が従前より主張しているとおり、接続料の適正性の確保に向けて、これまでも接続事業者に丁寧にご説明を行ってまいりました。</p> <p>ご指摘の県間接続料の協議においても、ソフトバンク殿が想定される県間通信用設備と当社が実際に調達等しているものとの違いにより、ソフトバンク殿の想定される水準と当該接続料水準に差が生じているとのご意見をいただきましたが、度重なる協議の中で、ご要望に応じ、検証の前提となる、設備の構成や設置時期等を提供してまいりました。その結果、現に自ら県間通信用設備を保有するソフトバンク殿が検証した上で、県間接続料の適正性に納得いただき、合意に至ったものと考えています。</p> <p>このようなすり合わせは、当事者間の協議に委ねられるべきものであり、新たな規律は不要と考</p>		

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>えます。 (NTT東日本・西日本)</p> <p>○ JAIPA殿およびEditNet殿の意見に賛同します。IPoE方式において県間区間伝送機能は事実上必須の機能であり、その料金が低廉化することで、地域のISP等にとってNGNへの参入ハードルが低くなり、多様な強みを持ったISPの参入が促されます。また、県間伝送路設備区間においても競争が促進されます。 (ISP12者、IXO)</p>		
<p>意見27</p> <p>▲ 「NTT 東日本及びNTT 西日本」における構造は、回線混雑を招く構造。クラウド側のハードウェアの強化とエッジ側ソフトウェアの強化が必要。</p>	<p>再意見27</p> <p>▲ 「ドライカップ」における「1G (第1世代)」及び「2G (第2世代)」を「計画的」に廃止して行く構造が望ましい。</p>	<p>考え方27</p>	
<p>○ 「NTT 東日本及びNTT 西日本」における構造では、「電話回線 (テレコミュニケーション)」及び「インターネット回線 (ブロードバンド)」での「FHHT (光ファイバー回線)」及び「CATV (ケーブルテレビ回線)」が独占している為に、「回線トラフィック (回線混雑)」を招く構造と、私は思います。具体的には、有線 LAN の「Ethernet (イーサネット)」における「IPv4 (PPPoE)」から「IPv6 (IPoE)」での構造の導入と、私は考えます。無線 LAN の「Wi-Fi (ワイアレスローカルエリアネットワーク)」が主流と成る事と、私は考えます。「通信規格 (トランスミッ</p>	<p>○ 「ドライカップ (ケーブル回線)」における「有線 LAN」の構造では、「NTT東日本及びNTT西日本」が「1G (第1世代)」及び「2G (第2世代)」での回線を独占し、「5G (第5世代)」における「無線 LAN」の構造では、「Wi-Fi (ワイアレスローカルエリアネットワーク)」が主流に成る構造と、私は考えます。具体的には、「電波規格 (エレクトリカルウェーブスペック)」の構造での事例があります。(ア)「通信衛星回線 (サテライトシステム)」における「DFS (ダイナミックフレカンシーセクション)」の構造。(イ)「電話回線 (テレコミュニケーション)」における基地局制御サーバーから成る「SIPサーバー (セッションイニテションプロトコル)」の構造。(ウ)「インターネット回線 (ブロードバンド)」におけるISPサーバー</p>	<p>○ 一般に、旧技術から新技術への移行に当たっては、公正競争の維持・確保の観点も踏まえて、接続料・接続条件が設定されることが重要と考えます。</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>シヨンスペック)」の構造での事例が挙げられます。</p> <p>(ア)「通信衛星回線(サテライトシステム)」では、ポート通信における「DFS(ダイナミックフレカンシーセクション)」の構造。(イ)「電話回線(テレコミュニケーション)」における基地局制御サーバーでの「SIPサーバー(セッションイニテェーションプロトコル)」の構造。(ウ)「インターネット回線(ブロードバンド)」におけるISPサーバーでの「DNSサーバー(ドメインネームシステム)」の構造。(エ)「テレビ回線(ブロードキャスト)」では、「通信衛星回線、電話回線、インターネット回線」の構造。例えばですが、「5G(第5世代)」における構造では、「情報技術(IT)」及び「(人工知能(AI))」の構造が融合されると、私は考えます。クラウドコンピューティングにおける「ビッグデータ(BD)」から成る「データベース(DB)」を導入した、ITネットワークの構造です。エッジコンピューティングにける「HTML(ハイパーテキストマークアップラングエッジ)」から成る「HTTP(ハイパーテキストトランスファープロトコル)」通信での「API(アプリケーションプログラミングインターフェイス)」を導入した、AIネットワークの構造です。要するに、クラウド側には、スイッチとルーターを挟み込む様に導入す事で、ハードウェアの強化でのファイアーウォール</p>	<p>から成る「DNSサーバー(ドメインネームシステム)」の構造。(エ)「テレビ回線(ブロードキャスト)」における「通信衛星回線、電話回線、インターネット回線」の構造。具体的には、「通信規格(トランスマッションスペック)」の構造での事例が有ります。(ア)「3G(第3世代)」における「GPS(グローバルポジショニングシステム)」から成る「3GPP(GSM方式及びW-CDMA方式)」の構造。(イ)「4G(第四世代)」における「LTE(ロングタームエボリューション)」から成る「Wi-Fi(ワイアレスローカルエリアネットワーク)」の構造。(ウ)「5G(第5世代)」での「NR(New Radio)」における「VPN(バーチャルプライベートネットワーク)」の構造。要約すると、「トラフィック(回線混雑)」を招く構造とは、「ドライカッパ(ケーブル回線)」における「1G(第1世代)」及び「2G(第2世代)」を「計画的(プランニング)」に廃止して行く構造が望ましいと、私は考えます。</p> <p>(個人)</p>		

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>が必要と、私は考えます。エッジ側には、ソフトウェアの強化での「HTTPS (HTTP over SSL/TLS)」が必要と、私は考えます。要約すると、「SDN/NFV」での「仮想サーバー (メールサーバー、Web サーバー、FTP サーバー、ファイルサーバー)」から成る「リレーポイント (中継点)」における「VPN (バーチャルプライベートネットワーク)」が主流での構造と、私は考えます。</p> <p>(個人)</p>			

再意見 2 別紙 1 (ソフトバンク)

メタル専用線等の接続料原価、及び DA64 回線数の推移

※接続料原価は NTT 東西殿の網使用料算定根拠資料を基に作成。

DA64 回線数は、平成 31 年 3 月 28 日開催、第 93 回情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会配賦資料を基に作成。

※需要の単位は(回線)

※接続料原価の単位は(百万円)



再意見 7 別紙 (ソフトバンク)

NTT 東西殿の光ファイバに係る耐用年数について

現在適用の耐用年数	
架空ケーブル	地下ケーブル
15年	21年

【NTT 東西殿の試算値】

※NTT 東西殿ホームページ掲載資料及び接続料の算定に関する研究会公開資料を基に作成

	7つの関数の範囲(※)		2008年と同じ推計方法	
	架空ケーブル	地下ケーブル	架空ケーブル	地下ケーブル
FY14末データ	13年~20年	19年~32年		
FY15末データ	14年~21年	20年~33年	19年	26年
FY16末データ	14年~22年	20年~34年		
FY17末データ	15年~23年	21年~36年		

※7つの関数：指数関数、ゴンペルツ曲線、ロジスティック曲線、正規分布、指数分布、ワイブル分布、対数正規分布

5. 増設基準の見直しに伴う今後の取組スケジュール

- 本研究会においては、マクロでのトラフィックデータや個別協議の状況等について、可能な範囲で提示していく考えです。
- 一方で、装置増設のタイミングやトラフィックの状況に対する評価は、ISP事業者様毎のサービスポリシーにより、区々であるため、ISP事業者様毎の状況に応じた課題を協議により解決していくことが重要と考えます。

〔取組スケジュール〕

	2018年							2019年						
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
本研究会					▲データ提示									▲データ提示
ISP事業者様との取組	▲増設基準の見直し													
	適宜増設申込							増設効果検証						
	各ISP事業者様との個別協議							各ISP事業者様との個別協議						
	適宜、協議の継続							適宜、協議の継続						

※接続料の算定に関する研究会(第14回)資料14-4より抜粋